



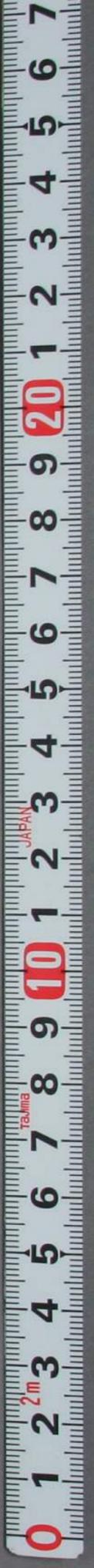
訂正
標註
神皇正統記

今泉定介
島山健
訂正標註

中卷

史六二

リ 5
1390
2



今泉定介
 訂正標註
 畠山 健

訂正
 神皇正統記

教育書
 東京 普及舎
 專賣所

明治三十四年十一月五日

坪内梳藏氏寄贈

東京
 區大久保
 百香地

其の妻ハ中清姫也
 古事記 探道ノ眉輪
 王この時七歳あり



伊弉
 門 1.390
 卷 2

訂正 神皇正統記中卷

北畠親房御著

今泉定介

訂正標註

第二十一代、安康天皇ハ、允恭第二の子、御母ハ忍坂大中
 姫稚野毛ニ派の皇子、應神の女あり、甲午の年即位、大
 倭の允穗の宮にまゝす、大草香皇子、仁徳のをあらそ
 て其の妻をくつて皇后とす、彼の皇子の子、眉輪の王を
 ちちて母にちとがひて、宮中より出で入りたり、天皇
 高樓の上に酔ひ卧し給ひ、くちを窺ひて、さゝころして、
 大臣葛城の圓が家にふげ籠りぬ、此の天皇、天下を治め
 たまふ事三年、五十六歳おえ、まゝき
 第二十二代、雄略天皇ハ、允恭第五の子、安康同母の弟也

訂正 神皇正統記中卷 一 教育書專賣所 普及舎

此の天皇云々、性猛くまゝ、鳥城山にて懸橋を御自つき止め給ひし事、
よて一言主神と遊獵し給へしを以せり
と云べし

垂仁天皇御代云々、二十五年あり

り大泊瀬尊と申せり、安康あるは給ひしとき、眉輪王及、圓大臣を誅せり、
あまはへ、其のふとふくみせり、
市邊押羽皇子をさへよこりて、位小即き給ふ、
今年丁酉の年あり、大倭の泊瀬朝倉の宮にまゝす、
此の天皇、性猛くまゝ、
神に通じ給へりきとぞ、二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇太神、大倭姫命にを
へて、丹波國與佐の真井の原より、豊受の太神を
むらへ奉らる、大倭姫命奏聞し給ひしより、
明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る、
九月に、度會の郡山田原の新宮にまゝり給ふ、
垂仁天皇の御代、皇太神、五十鈴の宮より、
つらしめ給ひしより、四百八十四年に
ちんちりよる、神武のちとよる、
既、千百餘年

内外宮、天照大御神ハ、
奥座ナラ故、
内宮と申し、
豊受太神ハ、
外宮と申せり、
この稱ハ、
村上天皇の御代よりあり
といふ
皇太神の託宣云々
雜事記ニ、
雄略天皇即位二十一年丁巳、
皇太神宮重御託宣、
我祭奉仕之時、
先可祭豊受神宮也、
然後我宮祭事可勤仕也

ふちりぬる、
又、是まで、大倭姫命、
垂仁の御存生し給ひし、
内外宮のつらしめ、
日の小宮の圖形文形によりて、
ならせ給ひしとぞ、
抑、此の神の御事、
異説まゝす、
外宮にハ、
天祖天御中主神と申し傳へたり、
はせは、
皇太神の託宣にて、
此の宮の祭をさたせし、
神を扱ひて、
まつるも、
先、この宮をほきとり、
天孫瓊々杵尊、
六の宮の相殿にまゝすに依りて、
天兒屋命、
天太玉命も、
天孫につき申して相殿まゝすあり、
是より、
二所太神宮と申す、
丹波より、
つらせ給ひたる事ハ、
むら、
豊鋤入姫命、
崇神の御女、
齋、
天照太神を頂戴して、
丹波の吉佐の宮にうつり給ひたるころ、
この神あまくだりて、
一所におまゝす、
四年ありて、
天照太神ハ、
又、大倭より、
つらせ

開化一彦坐
丹波道王

神龜年中、聖武天皇神
龜六年より

此の説を正とすべ
し、豊受神ハナべて
物を掌り給ふ神を
ハ、御食といふ義
より

給ひしを、そまより、此の神ハ、丹波ふとまらせ給ひしを、
道主命といふ人、いつき申したり、古ハ、この宮にて、御饌
をととのへて、内宮へも、毎日におくりたてまつりしを、
神龜年中より、外宮に御饌殿を立て、内宮のをと、一所
にて、まつるとも、やうの事によりて、御饌の神
と申す説あせど、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の
御氣ちまは、天狹霧、國狹霧と申す御名もあれは、猶、はき
の説を正とすべしとそ、天孫さへ、相殿ましませば、御
饌の神といふ説ハ、用ひうとき事にや、此の天皇、天下を
治め給ふ事二十三年、八十歳おとまりまき
第二十三代、清寧天皇ハ、雄略第三の子、御母ハ、韓媛、葛城
の圓大臣の女あり、庚申の年即位、大倭の磐余甕粟の宮

皇女一人皇子二人云
々、皇女ハ飯豊をいひ
皇子ハ、鷹計、弘計をい
ひ、此ハ皇女も共ま
らくまはし、やうは
記はさし、れど、さしハ
あはれ、又二皇子ハ、
しめ丹波に隠れまは
つと、此の時ハ、横
にまはし、しり

飯豊尊云々、忍海角刺
宮にて政をとら給ひ
し、ほど一年ちまは
て給ひ給ひぬ

にまはし、誕生のまは、白髪よおはし、まは、まは、ま
の天皇とぞ申しける、御子ありたり、皇胤のまは、ま
べき事をまげき給ひて、國々へ勅使をつらまは、皇胤
をもとめ、市邊押羽皇子、雄略まは、まは、まは、ま
た、皇女一人、皇子二人まは、まは、まは、まは、ま
ひけるを、まは、まは、御子にして、やまは、まは、ま
天下を治め給ふ事五年、三十九歳おとまりまき
第二十四代、顯宗天皇ハ、市邊押羽皇子第三の子、履中天
皇の孫あり、御母ハ、美姫、蟻臣の女あり、白髪、天皇、養ひ
て子に、給ひ、御兄仁賢、まは、まは、まは、まは、ま
相ともまは、まは、まは、同母の御姉飯豊尊、まは、ま
く位に居給ひき、まは、まは、まは、顯宗まは、まは、まは、ま

訂正
皇正約言口卷
三
教育書專賣所

三寶ハ佛法僧をいふ
舍利ハ梵語ちり、靈骨
と譯せり

佛沙密多羅王いとも
先王ハ佛を奉りて名
を成せり、我ハ佛を壞
りて名を成さんと國
中を令りて、大に佛教
を破壊せしめ、まこと賞
を懸けて、沙門の頭を
斬りしめりき

阿育といふ王ありき、姓ハ孔雀氏、王位につき、日鐵輪
飛び降^る轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領^す、あまきへ、
諸の鬼神をまごへた^り、正法を以て天下を治め、佛
理に通じて三寶をあ^つ、^七八万四千の塔を立て、舍利
を安置し、九十六億千の金をすて、功德よふ^く、^す人
ちりき、其の三世の孫、佛沙密多羅王の時、惡臣のす^め
によりて、祖王の^うてたり、塔婆を破壊せんとの惡念
をたこし、^りの寺をやぶり、比丘を殺害^す、阿育王
のあめ^り、雜雀寺の佛牙齒の塔をこぼ^とんとせしに、
護法神い^らをちり、大山を化して王、及、四兵の衆をお
しころ^し、^は是より、孔雀の種、永く絶えにき、か^き、^は先祖
大ちり徳ありとも、不徳の子孫、宗廟のまつ^りをた^くん

大迹王ハ、應神の皇子
若野毛二侯王の御子
なり、此處の系統誤^り
久紀と標^し、^は左の如

應神 稚野毛二侯

大迹 弘斐
若主人 雜體

事^り、^は此の天皇、天下を治めたまふ事八年、
十八歳お^は、^はき
第二十七代、第二十世、繼體天皇ハ、應神五世の孫ちり、應
神第八の御子、隼總別の皇子、その子大迹王、其の子弘斐
王、其の子彦主人の王、その子男大迹王と申すハ、此の天
皇にま^り、^は御母ハ、振媛、垂仁七世の御孫ちり、越前の
國にま^り、^は武烈かくを給ひて、皇胤たえ^し
、群臣うれへなげきて、國々をめぐり、ちりた皇胤をも
とめ奉り、^は此の天皇、王者の大度ま^り、^は潜龍のい
き不^ひ、世にたえ給ひ、^はや、群臣相議りて、む^らへた
てまつり、^は三^つびまで謙讓し給ひ、^は終に位よ即
き給^ふ、今年己丑の年ちり、^は武烈^はく^ま給ひて、後二大倭
年、位をむ^らく^せり

の磐余玉穗の宮ふまゝす仁賢の御女、手白香皇女を
 皇后とす、即位し給ひしより、誠は賢王にまゝくき、應
 神、御子に不きこえ給ひし、仁徳、賢王にて傳へまゝ
 しくど、御す互きえにき、隼總別の御末、かく世をたもた
 せ給ふ事いあるゆゑに、たがつらな、仁徳をバ大
 鷦鷯尊と申す、第八の御子をバ隼總別と申せり、仁徳の
 御代に、兄弟たえぶきて、鷦鷯ハ小鳥なり、隼ハ大鳥なり
 とあり、そひ給ふことありき、隼の名ふちて、す互の世
 返りけつぎ給ひたるふや、りらこにも、かゝるため
 何ぞ、左傳、名をつくる事も、つゝみおろすべき事
 あり、見ゆ、たのづら、天命なりといえ、凡慮のおよ
 ぶべきにあらず、此の天皇のたち給ひし事ぞ、おろひの

兄弟たえぶきて云々
 隼總別皇子鷦鷯皇女
 隼、鷦鷯と隼といづれ
 が使きと問ひ給ひし
 二年ハマヤと答へ
 給ひし由、仁徳天皇紀
 四十三年の條に見え
 たり

かゝる御運とも見えらる、但、皇胤たえぬべり、時
 群臣も、うゝひ、り、とめ、つてまつりて、賢名によりて、天位
 を傳へ給へり、天照太神の御本意にあそとみえり、皇
 統に、其の人まゝまはんとときハ、賢き諸王おなすともい
 り、でり望を、給ふべき、皇胤のたえ給えんに、りて
 ら、賢ふて、天日嗣にそなへり給へんこと、則又、天のゆる
 す所あり、此の天皇をバ、我が國中興の祖宗とあふぎた
 てまつるべきりの、天下はを、はめ、事二十五年、
 八十二歳おとまりた

諸王、繼嗣今、皇親兄
 弟皇子皆為親王以外
 並為諸王、自親王五世
 雖得王名、不在親王之
 限とあり

第二十八代、安閑天皇ハ、繼體の太子、御母ハ日子姫、尾張
 の草香連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金橋の宮に
 まゝす、天下はをさめたまふ事二年、七十歳たは、ま

百濟國より佛法僧を渡りたり此の時百濟王聖明其の臣西郡程氏達率慈利斯致等をして釈迦佛金銅像一軀鑄天蓋經文等を獻

第二十九代宣化天皇ハ、繼體第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰のとり即位、大倭の檜隈廬入野の宮にまゝす。天下政をはめたまふ事四年、七十三歳おとしまゝき。第三十代、第二十一世、欽明天皇ハ、繼體第三の子、御母ハ、皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄まゝり。ど、此の天皇の御すゑ、世をたもち給ふ御母方も、仁徳のちがまにまゝませば、猶も、其の遺徳つきずして、かくはだまり給ひたりや、庚申のとり即位、大倭の磯城島の金刺の宮ふまゝり。十三年壬申十月、百濟國より、佛法僧を渡りたり。此の國より傳來のまゝめなり、釋迦如來滅後、一千十六年にあこさる年、もろこしの、後漢の明帝

せりめ又佛の功徳を讃むる表文をもたてまつりき。此の國より傳來の始、是より三十年前、繼體天皇の十六年、南朝の、人司馬達等佛化して、佛敎を弘布せんとせり。是我が國佛敎傳來のまゝめり。この時、いまだ感ず、その漸く旺ちたり。欽明天皇以後、まゝ此の朝を以て傳來のまゝめり。後漢の明帝云々、明帝使を印度に遣して、佛葉摩騰、竺法蘭の二人を招き、白馬寺を造りて居らり。是より佛敎支那を行きぬ。はとこれ、明帝の時佛敎を初めて東漸

永平十年に、佛法を初めて彼の國よりつこむ。此の壬申の年まで、四百八十八年、もろこし、北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝も即位三年、簡文帝の父を武帝と申しき、大に佛法をあがめられき。此の御代のは、武帝同時なり。此の法、もめて傳來せしとき、他國の神をあがめ給ふん事、我が國の神意にたがふべきより、群臣かゝる諫め申しけるより、すてられにき、はと、此の國に、三寶の名を聞く事ハ、此の時ふまゝり。又、あこくは、あがめつうへ奉る人もありき。天皇、聖德まゝりて、三寶を感ぜられらるゝこそ、群臣の諫によりて、其の法をたてらまはるといへども、天皇の歡志ありあはらるゝや、むろ、佛在

生類すといふ義なりとぞ

きてらるること四十餘箇所におよべり、又此の國よりむらりより、人するやにして、法令ちどもはどまらざり、二年甲子に、をどめて、冠位といふことをはどめ、冠の位、志ちよよりて上下をばど、十七年己己に、憲法十七ヶ條をつくりて奏し給ふ、内外典のふるき道をばくきて、むねをつまやうふして、つくり給へるなり、天皇よらこひて、天下に施行せしめ給ひき、此の頃不ひと、よらふよりハ、隋のせり、南北朝相分まらざり、南を正統をうけ、北を戎狄よりたふす、中国をハ北朝にをばめたり、隋ハ北朝の後、周といひ、ハつづきをうけたり、後ハ南朝の陳をうちたひらげて、一統の世とちまり、此の天皇の元年癸丑ハ、文帝一統の後四年あり、十三年乙丑も、煬

使をばくり云々、この御代の十六年四月、隋王裴世清等をして來朝せしむ、我が國公に外交せしハこまを以てはしめたり

帝の即位元年にあたり、彼の國より、をどめて使をおくり、よらみを通らり、隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とあり、是も、ハ天子の、諸侯王につくす禮儀ありとて、群臣あやし申し、ハ太子のよらひけるも、皇の字ハ、たやすくもちひはることむきバとて、返報をもうせ給ひ、はまら、饗祿を給ひて、使をかへつらむき、ハ是より、此の國よりも、常に、使をつらむは、ハ其の使をバ、遣隋大使とちん名付けられ、ハ二十七年己卯の年、隋滅びて、唐の世にうつりぬ、二十九年辛巳の年、太子のくれ給ひ、ハ御年四十九天皇をばどめ、ついで、天下の人かち、ハをばみ申す、ハ父母も喪するがごとく、ハ皇位をばつぎまらすべら、ハかとも、權

化の御事ちまば、定めて故ありらん、御謚を聖徳と名付け奉^り。此の天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳たも^りま^りき

欽明 敏達
押坂彦人大兄
舒明 茅渟王

第三十五代、第二十四世、舒明天皇ハ、忍坂大兄皇子の子、敏達の御孫あり、御母ハ、糠手姫皇女、是も、敏達の御女あり、推古天皇ハ、聖徳太子の御子に傳へ給ふんとた^らず、め^り々^りにや、はきど、まほ^りき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にま^ります、又、太子御病^ま臥^し給ひ^し時、天皇、此の皇子を御使と^して、ごぶ^らひま^りし、天下のま^りを、太子の申^しつけ給へ^りとぞ己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にま^ります、此の即位の^ところハ、ゆ^らころの唐の太宗の^ところめ、貞觀三年にあ^らせきり、天下を治め

孝元 武内宿禰
蘇我石川 滿智

皇子 高麗 楯
平科木兒 真鳥
馬子 蝦夷 入鹿
倉唐 石川磨
法提 郎媛 舒明の大兄
境部 摩理勢
堅鹽 媛 舒明の母
小婢 君 聖徳天皇の御子

給ふ事十三年、四十九歳お^とま^りた
第三十六代、皇極天皇ハ、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫あり、御母ハ、吉備姫の女王と申^しき、舒明天皇、皇后と^し給ひ^らり、天智、天武の御母あり、舒明か^くま^りて、皇子をさ^くくた^もりま^りし、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にま^ります、此の時に、蘇我蝦夷の大臣、馬子の大^ちびに、其の子入鹿、朝權を專^して、皇家をな^いら^しる^よする心あり、其の家を宮門といひ、諸子を王子とち^ん云ひ^らら、上古よりの國記重寶、こ^の私家にもま^じび置きて^らり、中^まも、入鹿悖逆の心をち^かざ^し、^①聖徳太子の御子達の科^ちま^りし、^②舒明の御子、や^らば^し奉^り、^③皇子中大兄と申すハ、舒明の御子、や

訂正 神皇正統記中卷

教育書專賣所 普及舎

入鹿を殺しつ、四年六月三韓貢進の時より、この時蝦夷も家火を放ちて自殺せり、船史惠尺々國記の終餘をとりて、中大兄を奉りしもこの時のこと

がて此の天皇御所生ちり、中臣鎌足連と云ふ人と心を
一にして、入鹿をぬるしつ、父蝦夷も家に火をつけてう
せぬ、國記重寶ハ、みち焼けにたり、蘇我の一門、久しく權
をとまりしうども、積惡の故にや、ち滅びぬ、山田石川
丸と云ふ人を、心をかよはし、申しなまば滅びけり、
此の鎌足の大員ハ、天兒屋命二十一世の孫ちり、むろし、
天孫あまくどり給ひし時、諸神の上首にて、此の命、殊に、
天照太神の勅をうけて、輔佐の神ましまし、す中臣とい
ふことと、二神の御中にて、神の御心をやまし、け申し給
ひたり、ゆゑとぞ、其の孫天種子命、神武の御代に、祭事を
つらほどり、る上古ハ、神と皇と一にましまし、るハ、祭を
つらさどり、ハ、即政をとまらるり、ても、る字の訓は、其の後、

天照太神も、めて、伊勢の國に志づまり、し時、種子
命のすゑ、大鹿島命祭官にちりて、鎌足大臣の父、小徳冠
御食子までも、其の官にてつらへり、鎌足よいたりて、
大勲をたて、せふ寵せしきによりて、祖業をたこし、先
烈をけのやうされたる、無止事とちり、且ハ、神代よりの
餘風ちきバ、然るべき理とこそた不え、き後、内臣
任、下大臣は、轉ト、大織冠とちり、正一位の又、中臣をあ
ぐめて、藤原の姓を給え、内臣は任ぜらるし、此の
御代はハあらず、事の次ふ
る、此の天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御
弟、輕王ふ譲り給ひ、御名を、皇祖母尊とぞ申しける
第三十七代、孝徳天皇ハ、皇極同母の弟ちり、乙己の年、即
位、攝津國、長柄豐崎の官にましまし、此の御時、すめ

八省ハ、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏官
内
百官ハ、天子ニ従ふ内
外の諸官ナリ、百ハ數
の多きをいふ

大臣を左右にわらうと^{まう}大臣ハ、成務の御時、武内宿禰、
トめて是に任^す仲哀の御代、又、大連の官をた^ら大
臣、大連ち^りびて、政を志ま^り、此の御時、大連をやめて、左
右の大臣と^す又、八省百官を^らどめ^る中臣鎌足を内
臣にち^り給^ふ天下を治め給ふ事十年、五十九歳た^ま
ま^りき
第三十八代、齊明天皇ハ、皇極の重祚あり、重祚といふと
ハ、本朝より、是にた^ままり、異朝より、殷の太甲、不明ち
^らバ伊尹是を桐宮より退けて、三年政をとれりき、
ま^り帝位をすつるまでハ、^きや、太甲、あやまちを悔
いて、徳を修め^らバ、本のごとく天子と^す晉の世に、桓
玄と云ひ^し者、安帝の位を^らひて、八十日ありて、義兵

のためにおろし^きバ、安帝位よりへり給^ふ唐の世
とちりて、則天皇后、世を^らき^し時、我が所生の子な
^らバ、中宗をす^て、廬陵王と^すおち^し御子、豫王
を^られ^しも、又す^て、みづ^り位に即き給^ふ後に、
中宗位よりへりて、唐の祚た^え豫王も、又重祚あり、こ
きを睿宗と云^ふおれ^ど、まさ^き重祚あり、二代よ
ハたてず、中宗睿宗とそつ^ねら、我々朝に、皇極の重
祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號^す異朝に替れ
り、是、天日嗣を重くす^らゆ^ら先賢の議は^らめてよ^し
あるにや、乙卯の年即位、此の^らハ、大倭の岡本より
ま^す後の岡本の宮と申せり、此の御世より、この唐
の高宗のとき、ふ^ら高麗にせめ^らによりて、救の

つくしまでむらませ
給ふ七年の事あり

兵を申しりくくらバ、天皇、皇太子、つくしまでむらませ
給ふはもと、三韓つひに唐に屬きりらバ、軍をかへさ
まぬ、其の後も、三韓よりみを忘るゝまでとらりくも、
皇太子と申すも、中大兄皇子の御事あり、孝徳の御代よ
り、太子に立ち給ふ、此の御時も、攝政し給ふと見えり、
天皇、天下を治め給ふ事七年、六十八歳たちまらた
第三十九代、第二十五世、天智天皇ハ、舒明の御子、御母ハ、
皇極天皇あり、壬戌の年即位、近江國、大津の宮にまらま
す、即位四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠とす、又、藤
原朝臣の姓をたまふ、むらりの大勲を賞し給ひくも、
朝奨ちりびち、先後封を給ふこと、一万五千戸あり、病
のあひごも、御幸してとぶらひたまひたりとぞ、此の

大津の宮ハ、滋賀郡錦
織村にあり

國忌、天皇崩御の日を
いふ

天皇、中興の祖にまらまらす、光仁の御 國忌も、時にしり
ひて改まきども、是もちかかろぬ事にありき、天
下を治め給ふと十年、五十八歳たちまらまらき、
第四十代、天武天皇ハ、天智同母の弟あり、皇太子に立ち
て、大倭よまらき、天智を、近江にまらまらす、御病あり
しに、太子を呼び申し給ひける候、近江の朝廷の臣のな
り小、告げしらせ申す人ありくも、御門の御意のおも
むきふやありけん、太子の位を、つくりたりきて、天
智の御子、太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の宮よ
入り、まらふ、天智かくき給ひてのち、大友の皇子、猶あや
ぶまきくも、軍をめて、芳野をおそもんとぞ、
り給ひける、天皇、ひそかに、芳野を出で、伊勢よまらえ、飯高

皇子ころきと給ひぬ
皇子ハ山前より自燈
と給ひきと日本紀
見えたり、明治三年七
月詔を奉りて、弘文天
皇と申せり、此は歴代
の數、奉りけりハ公
平の論にあつた
上下うる一ぬり云々
十二年六月丁卯男女
始結髪仍著漆沙冠と
日本紀見えたり

の郡に至りて、太神宮を遙拜し、美濃へ入りて、東國の
軍をめす、皇子高市まわり給ひしを、大將軍として、美濃
の不破の關をまわしめ、天皇ハ、尾張の國よぞこえ給
ひたり、國々みな志とてひ申し、るハ、不破の關の軍に
うちかち、すちもち、勢多にのぞきて合戦あり、皇子の軍
やぶれて、皇子おろしき給ひぬ、大臣以下、或も誅にふし、
或も遠流せしむ、軍にあつたひ申①②輩、しるしよ
りて、其の賞をむこちん、壬申の年即位、大和の飛鳥淨
御原の宮にまゝす、朝廷の法度、たかく定められしけ
り、上下うる一ぬりの頭巾をきることも、此の御時より
は、下まりたり、天下を治め、まふこと十五年、七十三歳
おとまりき

長岡の天皇と申す、孝
仁天皇天平宝字二年
八月、岡宮御宇天皇
と追号を奉りし事あり
り、そのをいふや
太上天皇、公武令、讓
位帝、所稱ありと見え
たり

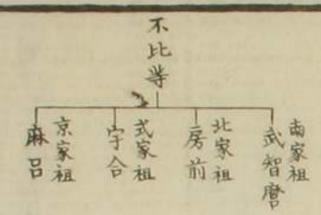
第四十一代、持統天皇也、天智の御女なり、御母ハ越智娘、
藤我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇太子にま
り、
くま、
り、甲寅の春、正月一日即位、大和の藤原の宮にまゝす、
草壁の皇子ハ、太子に立ち給ひしが、世をやくし給ひ
ふ依りて、其の御子、輕王を皇太子とす、文武にまゝす、
前の太子也、後に追號ありて、長岡の天皇と申す、この天
皇、天下を治め給ふ事十年、位を太子にゆづりて、太上
天皇と申しき、太上天皇といふことハ、異朝ハ、漢の高祖
の父を太公と云ふ尊號ありて、太上皇と號す、其のち
ハ、後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等あり、本朝にては、む

其の例を、皇極天皇位をのぞき給ひに、皇祖母の尊と申しき、此の天皇より、太上天皇の躰ありける、五十八歳おほしき

第四十二代、文武天皇ハ、草壁の太子、第二の子、天武の嫡孫あり、御母ハ阿閉の皇女、天智の御女あり、後元明天皇と申しき

丁酉のく、即位、猶藤原の宮にまゝ此の御時、唐國の禮をりつて、宮室のつくり、文武官の衣服の色までも定められき、又、即位五年辛丑より、始めて年號あり、大寶といふ是よりほきふ、孝徳の御代に、大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御代に、朱雀、朱鳥と云ふ躰あり、かど、大寶より後にぞ、たえぬ事なかり、依りて、大寶を年號の初とすなり、又、皇子を親王といふこと、此の

律令をくらし、びけど、めらきき、大寶元年八月、律六卷、令十一卷、之を大寶律令といふ、又律ハ既往を罰するものよ、懲罰を本とし、令ハ未然を教令するものよ、勅誡を本とするものなり



御時、まゝ藤原の内大臣鎌足の子、不比等の大臣、執政の臣にて、律令をくらし、び定められき、藤原の氏、此の大臣より、いよく盛にちまり、四人の子おとすき、是を四門と云ふ、一門を、武智丸の大臣の流、南家といふ、二門を、參議中衛の大將房前のもの、北家といふ、今の執政大臣、及らるべき藤原の人々ハ、を此の末ちるべし、三門を、式部卿宇合のもの、式家と云ふ

④、四門ハ、左京の大夫磨のちのき、京家といへり、早くたえふなり、南家、式家も、儒胤よて、今に相續すといへども、唯、北家のく繁昌す、房前大將、人にふとちる陰徳こそ、これ、けめ、又、不比等の大臣ハ、後淡海公と申す、此の寺ハ、大織冠の建立にて、山背

平城よりつづける元明
天皇和銅三年三月の
事あり
玄昉といふ僧云々玄
昉ハ靈龜二年ユ入唐
天平七年ユ帰朝セ
り

平城の宮、今の添上郡
奈良町あり

の山科にありしを、この大臣、平城よりつづける依りて、山
科寺とも申すなり、後に、玄昉と云ふ僧、唐へわたりて、法
相宗を傳へて、此の寺にひらめきしより、氏の神、春日
明神も、殊に此の宗を擁護し給ふとぞ、春日神ハ、天兒屋
社ハ、河内の平岡にます、春日ユ遷り給ひし、神護景
雲年中の事あり云々、志、此の大臣以後の事あり、
又、春日の第一の御殿、常陸の鹿島神、第二ハ下總の香取
の神、第三ハ平岡、第四ハ姫御神と申は、志、藤氏の
氏神ハ、三の御殿、此の天皇、天下をさめたまふ事十一
年、二十五歳おとまりまき

第四十三代、元明天皇ハ、天智第四の女、持統異母の妹、御
母ハ、藤我嬪、是も、山田石川丸の大臣の女なり、草壁太子
の妃、文武の御母にまします、丁未^{丁未}慶雲^{慶雲}の年即位、戊申に
改元、和銅三年庚戌^{和銅}三^三和銅^{和銅}をとりめて、大倭の平城の宮よりや

七代の都云々、元明、元
正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳
光仁の七朝、八十餘年
間の帝都とまきり

百官云々、續日本紀
養老三年二月初令
天下百姓、右襟職、事主
典已上把勢、其五位已
上牙、散位亦聽把勢、
六位以下木笏と見え

こをばとめ、^るいにいへふハ、代ごとふ都をあきとめ、
則其の御門の御名によびとてまつりき、持統天皇、藤原
の宮にまき、文武をとりめてあきため給は、此の元
明天皇、平城にうつりまき、より、又、七代の都にちまきり
き、天下をばとめ給ふと七年、禪位ありて、太上天皇と申
し、六十一歳おとまりまき

第四十四代、元正天皇ハ、草壁太子の御女、御母ハ、元明天
皇、文武同母の姉あり、乙卯^{乙卯}靈龜^{靈龜}の年正月に攝政、九月に
受禪、その日即位、十一月ユ改元、^元平城^{平城}の宮にまき、^す
此の御時、百官に笏をりし、^つ五位^{五位}已上^{已上}ハ、^つ木笏^{木笏}の天下を
治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おとまりま
き

東大寺、東金光明四天
王護國大寺といひき
東大、その略名なり

第四十五代、聖武天皇、文武の太子、御母ハ、皇太夫人藤原の官子、淡海公不比等の大臣のむすめなり、豊櫻彦尊と申（せり）をささくま（ま）によりて、元明、元正、まづ、位（し）居たまひき、甲子（し）神龜の年即位、改元、平城の宮にま（ま）す、此の御代、大さ（さ）ふ佛法をあがめ給ふ事、先代にま（ま）えり、東大寺を建立し、金銅十六丈のふとけをつ（つ）く、又、諸國に國分寺、および國分尼寺を立て、國土安穩の（め）め、法華、寂勝、兩部の經を講せ（せ）、又、お（お）不（ふ）くの高僧、他國より來朝（す）、南天竺の波羅門僧正（い）菩提（と）と林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等是（は）り、真言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へり、密機（い）ま（ま）と熟せずとて、歸り給へり、と（と）といへり、此の國ふも、行基菩薩、良辨僧正（と）と、權化の

長屋王云々、王ハ護國よりて罪せしむるなり
黄金を奉る、天平二十一年二月のことなり、國の司の王、百濟王故福あり、從五位上あり、（し）をこの賞として從三位進めしむ、王ハ姓せり

人なり、天皇、波羅門僧正、行基、良辨を（は）、四聖とぞ申し傳へり、此の御時、大宰少貳、藤原廣繼といふ人（は）、式部卿宇謀叛のき（き）えありて、追討せ（せ）、又、時僧正の讒（い）に依りて、靈（と）ちりぬ、今の松浦の明神（ち）りといふ、祈禱のため、天平十七年十月、伊勢の神宮に行幸ありき、又、左大臣長屋王（は）、太政大臣高市皇御孫、つ（と）ありて誅せ（せ）、又、陸奥の國より、始めて黄金を奉（る）、この朝に、金あるは（め）ちり、國の司の王、賞ありて三位（し）叙（せ）、佛法繁昌の感應（ち）りとぞ、天下を治め給ふ事、二十五年、天位を、御女高野姫の皇女（ふ）ゆづりて、太上天皇と申（し）、（き）後、出家せしめ給（ふ）、天皇出家のえとめちり、む（む）り、天武、東宮の位をの（め）きて、御（ご）ぐ（ぐ）おろし給へり、（う）と、それと、志（し）をく（く）の事（し）ちりき、皇后光明

子も、たちどく出家らせ給^ひ、此の天皇、五十六歳たを
まき

聖武の皇子云々
聖武 井上光仁
安倍季謙
皇子三歳夭
安積千七巻
不破塩焼妻

第四十六代、孝謙天皇ハ、聖武の御女、御母ハ、皇后光明子、
淡海公不比等の大^ち臣のむすめなり、聖武の皇子、安積親
王、世をまやくして後、男子ましまは^ず、依りて、此の皇女
立ちまひた、己丑^天平勝^元の^と即位、改元、平城宮にま
しま^ひ、天下を治め、まふ事十年、大炊王を養子として、
皇太子と^す、位をゆづりて太上天皇と申^ひ、出家らせ給
ひて、平城の西宮にちんま^り、

廢帝、明治三年七月、
を奉りて淳仁と申せ

第四十七代、淡路廢帝、一品舍人親王の子、天武の御孫な
り、御母ハ、上總介當麻の老女なり、舍人親王ハ、皇子の
中に、御身の才もま^り、よや、知太政官事といふ職を

後、追号ありて云々、
天平宝字三年六月の
ことなり

はづけら、朝務を輔^し給ひたり、日本紀も此の親王、勅
を承りて、ま^り給^ひ、後に追號ありて、盡敬天皇と申^ひ
り、孝謙天皇、御子ましまは^ず、ま^りと御兄弟も、のりたり
ハ、廢帝を御子にしてゆづり給ひたり、但、年號ちと^まあ
ら^り、れは、女帝の御ま^り、ちり^し、よや、戊戌^天平寶^字二
と^す即位、天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路の國に
うつし給ひき、三十三歳おな^り、ま^りき

事ありて云々、惠美押
勝道鏡の己が寵を奪
しんとを嫉みて、叛を
謀り、遂に誅せしむぬ
帝ハ押勝の撰立す
所より、淡路に

第四十八代、稱徳天皇ハ、孝謙の重祚なり、庚戌の年正月
一日、更に即位、同七日改元、太上天皇ひそら^り、藤原の武
智丸の大^ち臣の第二の子、押勝を幸^したまひき、大師^其の
太政大臣をあらた^め、正一位に^ま見^ゆ給^ひ、バ^りま^りとて
藤原に二字をそへて、藤原惠美の姓を^り、ま^りき、天下の



惠美ハ、咲の義なり

惠琳ハ、才學を以て文帝に寵せしむ。顔延之と同じく朝政に參與せり。時人黒衣の宰相と稱せり。沙門の參政ハ琳を以て始とすといふ
惠超ハ、壽光殿の學士とありしなり

意よりありしるべし、いとんや、俗官に任ずるふとあるべし、ぬ事にこそ、はまど、りらこしふも南朝の宋の世に、惠琳と云ひし人、政事にまじらひしを、黒衣宰相といひき、但是ハ官に任ず。梁の世に、惠超と云ひし僧、學士の官にありし。北朝魏の明元帝の代、法果といふ僧、安城公の爵を給ふ。唐の世とありてハ、あまときまえた。肅宗の朝に、道平といふ人、帝と心をひとつして、安祿山が亂をくひらげしゆゑ、金吾將軍にちかきふなり。代宗のとき、天竺の不空三藏をたふとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿をばづけらる。後に、開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしに、バ、司空の官をぬくらる。司空ハ大臣則天の朝より、此の女帝の御代まで、六十年をうりにや、兩

託宣ありて云々、大神託宣曰、我國家開闢以來、若臣定矣、以臣為君、未之有也、天文日嗣必立皇緒、無道之人、宜早掃除、と續日本紀神護景雲三年九月の條に見えり

國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳たたり、まじき、天武、聖武、國も大功あり、佛法をも、ひろめ給ひしふ、皇胤まじき、此の女帝よてたえさすひぬ、女帝かくれ給ひしに、道鏡を、下野の講師ふるして、まがし下りしき、抑、此の道鏡ハ、法皇の位をばづけられたりしを、猶あるがして、皇位よつりんと云ふ心ばしあり、女帝、はすむに思ひあづし給ひたるにや、和氣の清丸と云ふ人を、勅使にばして、宇佐の八幡宮よ申はきくら、大菩薩はまじき、託宣ありて、更ふゆるされし、清丸歸參して、ありのまじきに奏聞す。道鏡いかりをきりて、清丸がよぶらずをきりて、土佐の國よちかいつつて、清丸うきへりて、大菩薩をうらむこち申し

土佐の國に流し云々、清磨を流せるハ大陽國あり、同時ニ清磨の如法均尼を土佐に流し、是れハ是れ諸記の誤りなり

くまバ、小蛇いできて、其のきまをいやしてなり、光仁、位
ふつき給ひしハ、則めかへは^る神威をたふとび申
して、河内の國小寺を建て、神願寺とい^ひ後、高雄の
山ふりつゝ立^て今、今の神護寺是なり、件のころまでバ、
神威も、かくいちおるき事なり、た道鏡、つひは望をとげ
ず、女帝も、又不どるくらくと給^ひ宗廟社稷をやすく^せ
る事ハ、八幡の眞慮^とうへ、皇統をいごめ奉る事
ハ藤原の百川の朝臣の功なりとぞ

第四十九代、第二十七世、光仁天皇ハ、施基皇子の子、天智
天皇の御孫なり、^{皇子ハ、第三の御子なり、追辨御母ハ贈}
皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人のむすめなり、白壁王と
申しき、天平年中、御年二十九にて、從四位下ニ叙^す次

此のノ、異議あり、
うど云々、眞備文室淨
三を立てんとし、又大
市を立てんとせし類
是なり

第に昇進せしめ、まひて、正三位勲二等大納言に至り
給ひき、稱徳かくま^まし、大臣以下、皇胤の中
をえ^しび申しけるよ、此のノ、異議あり、うど、參議百
川と云ひし人、此の天皇に心づき奉りて、ま^りごとを
め^ぐらして、定め申してなり、天武、世をまり給ひしより
あ^らむひ申す人なり、き、志^るまどと、天智、御兄より、先
日嗣をうけ給ひ、その^り、逆臣を誅し、國家をも安ん^ど
給へり、此の君の、かく繼體にそ^なりたま^ふ猶、正^しこ
へるべきい^まま^らにこそ、先、皇太子^よち、す^まま^ち
受禪、^{御年六}今年庚戌^{寶龜}の^りちり、十月、小即位、十一
月に改元、平城宮^まま^ま天下を治め^るふ事十二
年、七十三歳お^とま^りき

その^り逆臣云々、藤
我氏を滅^ぼし給ひ
とをいふなり

彼の所生の皇子云々
早良親王の御母ハ高
野新笠をバ、ハ、ハ
他戸親王の誤ちるべ

後、追号あり云々、延
暦十九年七月崇道天
皇と追崇せり

第五十代、第二十八世、桓武天皇ハ、光仁の第一の子、御母
ハ、皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女あり、光仁即位
のち、トメ井上内親王聖武の御女を以て皇后と四、彼の所生
の皇子、早良親王、太子と立ち給ひき、然るを、百川の朝臣、
此の天皇にうけつづらめ奉らんと心ばして、又ちうり
ごと、故めぐらし、皇后および太子をすて、終ふ、皇太子
にすゑ奉りき、其の時志をく不許りりき、四十日
まで、殿の前に立ちて申したりとぞ、たぐひるき忠烈の
臣あり、るるふや、皇后、前太子せめ、れてうせとまひふ
き、怨靈をやすめ、きんうめふや、太子ハ、のち、追跡あ
りて、崇道天皇と申しき、辛酉天應のち、即位、壬戌、改
元、延暦、とめハ、平城にまゝ元、山背の長岡にうつりて、

蜂岡、山城、葛野郡を
り、今太秦といふとぞ
四神、左蒼龍、右白帝、前
朱雀、後玄武、こまを四
神といふ

天台ハ山名あり、智者
大師棲身入寂の所と
りといふ、はま山名
を以て、宗門の名とせ

十年をり、都をつ、又、今の平安城より、つは、山背
の國を、あら、つめて、山城といふ、永代よるまら
るん、はの、つ、せ給ひ、むら、聖徳太子、蜂岡太秦こ
にの、り、給ひて、いまの城を見めぐらして、四神相應の
地あり、百七十餘年ありて、都をうつはきて、から、まら
き所ありと宣ひ、るるとぞ申し傳へ、る、其の年紀もた
が、又、數十代、不易の都とありぬる、誠、王氣相應の
福地たるふや、此の天皇、大き、佛法をあがめ給ふ、延暦
二十三年、傳教、弘法、勅をうけて、唐へ渡り給ひ、其の時、
すなもち、唐朝へ使をつら、はら、大使ハ、參議左大辨兼
越前守藤原葛野丸の朝臣あり、き、傳教ハ、天台の道邃和
尚よあひて、其の宗をきとめて、おちと、き二十四年、大使

ハ鏐、唐の末つ方より、東南の
 吳越を領して、偏霸の主より
 をちげきて、使者十人を差して、我々朝よ送り、教典をも
 とめりむことごとく寫し畢て歸りぬ、義寂、こまをこあ
 きゝめて、更に、此の宗を再興すすりろこころハ、五代の中、
 後唐の末ばまなり々まバ、我々朝よハ、朱雀天皇の御代
 よやあつマらん、日本より返り渡りたる宗ちまバ、此の
 國の天台宗ハ、へりて本とちまるなり、おおよそ、傳教
 彼の宗の秘密をつつへらまたることも、唐の台州刺史
 文あことごとく一宗の論疏をうつし、國にへまる事
 も、釋志盤が佛祖統紀異朝の書よ見えたり、弘法も、母、懐胎
 のはぐめ、夢よ、天竺の僧来りて、宿をうり給ひたりとぞ
 寶龜五年、甲寅六月十五日に誕生、此の日、唐の大曆九年

惠果ハ、唐の青龍寺の
 僧にして、不空三藏の
 弟子なり

五筆の藝、筆を口よ加
 へ、左右の手よ持ち、又
 左右の足よもはいて、
 一同一真草の字とら
 ぶと、古今著聞
 集よ見えたり

瀉瓶、宗旨の蘊奥を極
 めてのこりち、其身
 よ受け傳ふるをいふ
 もと瀉瓶とい、水を瓶
 ようつして、餘るる西
 ちきをいふなり

六月十五日にあつたり、不空三藏入滅す依りて、彼の後
 身と申し、ちり、且ハ、惠果和尚の告よも、我と汝と久契
 あり、誓ひて、密藏を弘めんとあるも、此のゆゑよや、渡唐
 の時も、或ハ、五筆の藝を不どあ、はまの神異あり
 ちりバ、唐の主、順宗皇帝、ことよ仰ぎ信し給ひき、彼の惠
 果ハ、真言第六の祖師なり、和尚、六人の附法あり、劔南の
 惟上、河北の義圓金剛一界、新羅の惠日、訶陵の辨弘胎藏
 界を、青龍の義明、日本の空海兩部を、義明ハ、唐朝よおき
 傳ふ、灌頂の師たるべり、世をやくす弘法ハ、六人
 の中よ瀉瓶ちり、惠果の俗弟子、吳ちまバ、真言の宗よ
 ハ、正統なりといふべきや、こま又、異朝の書よ見えと
 るなり、傳教も、不空の弟子、順曉にあひて、真言を傳へら

訂正 申 皇 正 統 記 中 卷 二十六 教育書專賣所

顯密 應化の說法を顯教と云ふ、入天三乘の機を應じて、顯密の淺略を説くなり、法身の說法を密教といふ、佛の内證知ることを能く、故に密教といふ、秘して示さざる謂ふあり

きくうど、在唐幾もろりくバ、深く學せりまざり、にや、歸朝の後、弘法もそとぶらまきなり、又今ハ、此の流をえよと、慈覺、智證ハ、惠果の弟子、義操、法潤と聞え、ガ弟子、法全ありあひて傳へらる、お不よそ、本朝流布の宗、いまハ七宗あり、この中も、真言、天台の二宗を、祖師の意巧もろく、鎮護國家のつめと心は、けるふや、比叡山も、比叡山といふと、桓武傳教心を一よして、興隆せり、きども、舊事本紀に比叡の山の輩、これを講む、ま、神の御事ありと見え、顯密をよびて紹隆す、殊に、天子、本命の道場を、御願をいのる地なり、よつく、密、又、根本中堂を止觀院と云ふ、法華の經文よつき、天台の宗義により、うつく、鎮護の深義ありとぞ、東寺ハ、桓武遷都のつめ、皇城の鎮のため、是をよてらる、弘仁

止觀院止觀ハ、印度語と、善摩他毘鉢舍那といふ、止ハ、煩惱妄念を止息するをいひ、觀ハ、觀照して、智慧を發起して、諸法實相を觀し、十界の依正を照すをいふなり、この義をとりて院と名づけらるなり、諸宗雜住云々、空海真言院を、兼ねて三論俱舍、成實等の宗師をいひ、諸宗同化の場とあり

三流ハ、延曆、園城、東寺あり

の御時、弘法よ給ひて、ちうく、真言の寺と、諸宗の雜住を許し、地なり、此の宗を神通乗と云ふ、如來果上の法門にして、諸教におえ、極秘密とよへ、就中、我が國ハ、神代よりの縁起、此の宗の所説よ符合せり、此のゆゑ、や、唐朝に流布せり、ま、ま、ま、の事よて、則、日本よと、ま、ま、相應の宗ありといふも、理よや、大唐の内道場よ准して、宮中よ真言院をた、使の廳、大師奏聞して、毎年正月、此の所よて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又、十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗よよりて深意あるべし、三流の真言、いづまと云ふべきなり、ねど、真言を以て、諸宗の第一とする事も、むねと、東寺によきり、延喜の御宇よ、綱所の印鑑を、東

山門寺門、延曆寺と圓戒寺とあり

四ヶ所の戒壇、奈良の東大寺、下野の樂師寺、近江の延曆寺、筑前の觀音寺あり

寺の一の阿闍利を預けらる依りて、法務のことを知行して、諸宗の一座より、山門寺門も、天台をむねとするゆゑ、或るや、顯密をうねるまで、宗の長をえ、天台座主と云ふめり、此の天皇、諸宗をさへて興らせ給ひたり、中みえ、傳教、弘法、御歸依ふりたりた、傳教をトめて、圓頓の戒壇を立つべきより奏せしむるを、南京の諸宗、表をあげて、何れも申しつゝと、つひに、戒壇の建立をゆるはれ、本朝四ヶ所の戒壇とる、弘法は、ことほら、師資の御約あり、三論は、東大寺よこきをひろめ、彼の花嚴は、唐の杜順和尚よりはうりよるを、日本の良辨僧正傳へて、東大寺に興隆す、此の寺は、すまをち此の宗によりて、

三論宗傳來、三説あり、一ハ慧觀之を傳ふと、二ハ慧觀の法孫智藏こを傳ふと、三ハ道慈大空年間、入唐して之を傳へたりといふまといづれは是を知らず、孝徳の御世と云々、此の事、孝徳紀に見え、俱推古紀三十三年正月の世、高麗王僧慧灌を貢せし事あり、或ハこを誤れるや、今定めしむ、法相宗傳來の事も亦五説あり、一ハ道昭傳來して元興寺に弘めきと云ひ、二ハハ濟明帝四年、智通、智達、兩師入唐して、玄奘、及慈恩を就きて、學び、所なりといひ、三ハハ其後五十五年を経て、

建立せしれりや、大花嚴寺と云ふ名あり、三論は、東晉の同時、後秦といふ國に、羅什三藏と云ふ師來りて、此の宗をひらきて、世よりつゝへたり、孝徳の御世に、高麗の僧、惠觀來朝して傳へたり、めり、玄奘より、最前流布の教ふや、そのうち、道慈律師請來して、大安寺よひろめき、今ハ花嚴とるびて、東大寺あり、法相も、興福寺あり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて、國よひろめ、日本に定惠和尚、大織冠のこの國にあり、玄奘の弟子たり、歸朝の後、世をまやく、いまの法相は、玄昉僧正と云ふ人、入唐して、泗州の智周大師の弟子と逢ひて、こををつゝへて流布しけり、春日の神も、殊更、此の宗を擁護し給ふるべし、この三宗よ天台をぐるへ

文武帝大業三年、新羅の智鳳、智覺、智雄の三師、共々勅を奉じて入唐し、撰揚大師の學を歸朝して之を弘め、きといひ、四より其の後十三年を経て、玄奘入唐し、撰揚大師の歸朝の後、之を興福寺に弘め、より、きともいふ、此より、きともいふ、亦一説あり

て、四家の大乘と云ふ、俱舍成實をといふハ小乗なり、道慈律師、おちくつへて流布せしむるれども、依學の宗にて、別宗をたつることあり、我が國、大乘純熟の地なれば、や、小乗をなすふ人のなきなり、又、律宗ハ、大小に通ずるなり、鑒真和尚來朝して、ひろめられより、東大寺、及、下野の樂師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、此の戒をうけぬりのハ、僧籍につらなるぬ事なり、にき、中古よりこのうと、其の名はうりよて、戒體をまもるまるとえよるるを、興正井、南都の思圓上人等、章疏を見あきらめて、戒師とちる、北京ふる、我禪上人入來して、彼の土の律法をつへて、こきをひろむ、南北の律、再興して、かの宗も入るるも、つらハ、威儀を具するまといふるき、

るりのよりて、人おなく之を解す、よ苦め、東大寺及云々、こきを日本の三戒壇といへり、北京、南都奈良、對して平安城を北京といふ、律、四律あり、一ハ十誦、律二ハ四分律、三ハ僧祇律、四ハ五分律、二の四分律よりて、後世、真言律の他、ハ皆之を遵奉せり、故、正傳といふとそ

ど、禪宗ハ、佛心宗とも云ふ、佛の教外別傳の宗なりとぞ、梁の代に、天竺の達磨大師來りてひろめられ、に武帝、機りちを、江を渡りて、北朝より、つらハ、嵩山と云ふ所より、つら、面壁して、年を送られ、後に、慧可、こををつら、慧可より下、四世、弘忍禪師と聞え、嗣法、南北に相わらる、北宗のち、つら、傳教、慈覺つへて、歸朝せし、まき、安然和尚、慈覺の孫弟子、教時、諍論といふ書に、教理の淺深を判する、真言、佛心、天台とつら、ね、つら、け、傳ふる人、ち、つら、近代、こ、つら、南宗のな、れ、お、つら、つら、異朝より、南宗の下に五家あり、其中、臨濟宗の下より、又、二流とちる、つら、これを五家七宗といふ、本朝より、榮西僧正、黃龍の流をく、つら、傳來の後に、聖

又左臂を断ちて求
法の志を示す唐遂に
法を傳へりきとぞ
崇西ハ賀陽氏備中の
人なり建保三年七月
歸倉壽福寺寂せり
黄龍の流云々釋迦正
法妙心を以て迦葉
屬二十八傳して達
磨に至り六傳して曹
溪に至り又六傳して
臨濟に至り八傳して
黄龍に至り又更に八
傳して徹に至り崇西
宗に入りて徹より正
傳を受く故に是より
はき一禪の入りこと
ふる一と雖とも皆正
傳ありとす崇西
を以て禪宗の開祖と
いふなり
禪とハ其の常静
止り禪定を修むるを
いふなり

一上人石霜の下つかど、帟丘のちのれを無準より彼の宗のひろまれる事ハ、この兩師よりのとちり、打ちつゝた、異朝の僧もあまると来朝し、此の國よりも、あつて傳へりつゝバ、諸家の禪はほく流布せり、五家七家といへども、以前の顯密權實等の不同ハ相似るべし、いづきも、直指人心、見性成佛の門をバ出でしるなり、弘仁の御宇より、真言、天台のちよりにちる事を、いさゝかあるせらにつきて、大うこの宗も、傳來のおりむきをのせり、極めて、あやまち多うん、但、君としてを、いづれの宗をも、大概おろしめて、捨てらまはらん事を、國家攘災の御ありごとちるべき、菩薩大士も、つゝはどる宗あり、我が朝の神明も、とりわた擁護し給ふ教あり、

直指人心云々禪宗ハ
教外別傳不立文字と
立て直指身心、見性成
佛と成し、經卷陀羅尼
を以て、人を教化せり
にも各自の工風を教
任すといふ
菩薩菩提薩陞をいふ
菩提ハ佛道の名なり、
薩陞、秦ハハ大心衆生
といへり、大心ありて、
佛道に入らるるを、菩提
薩陞と名つくとぞ
根機、心根機關の義ナリ

一宗は志ある人、餘宗をそしり、いやくむ、大きなるあやまりあり、人の根機、志なきは、教法も無盡なり、いんや、わが信ずる宗を、あきくめずして、いまだ、志らざる教を、そらんる極めたる罪業にや、わきハ、此の宗も歸すれども、人ハ、まご彼の宗も、あらんば、共ニ隨分の益あるべし、おまみる、今生一世の値遇に、いづれ國の主ともなり、輔政の人ともなり、れば、諸教を捨て、機を、いづらざりて、得益のひろからん事を、おひ給ふべきなり、且ハ、佛教に、いぎ、儒道の二教の、いづれもろくの道、いやしき藝までも、おろし用ふるを、聖代といふべきなり、およそ、男夫も、稼穡をつとめて、おのきも食し、人よあつて、もうゑば、いづれ、女子も、紡績を、おと

して、みづくも衣、人をあゝあちるも賤に似
たまども、人倫の大本ちり、天の時にまゝのひ、地の利ま
よれり、此の外、商活の利を通ずるもあり、工巧のわけを
このむえり、仕官ま心ばすもあり、是を四民と云ふ、仕
官するるとして、文武の二道あり、座して以て、道を論ず
るハ、文士の道ちり、此の道に明らあちるハ、相とするま
たへり、征きて功を立つるハ、武人のわけちり、此の日
ざふ譽あちるハ、將とするふちり、はまハ、文武の二ハ、志
ちりくも捨て給ふべり、世亂れちる時ち、武を右に
し、文を左にす、國をほまれるときは、文を右に、武を左
にす、ちりへり、古ハ、右を上とす、よかくのごとく、はま
ちり、道を用ひて、民のうまへをやすめ、をのちり

曆數論語云、堯曰、咨爾
舜、天之曆數在爾躬、註
云、曆數謂列次、疏云、言
天位之列次、當在女躬

あちるをひちり、ちりめん事を本とすべし、民の賦斂をお
つくりて、身づちり、の心をほり、きまにす、事ハ、亂世
亂國の基ちり、我が國ち、國種のかちる事ハ、ちけまども、
政み、ちぬれば、曆數久し、ち、繼體もたふちり、
所々にちるせり、いんや、人の臣として、其の職を守る
べき、おちきてをや、抑、民をちびくにつきて、諸道、諸藝、
ちな要樞ちり、古ハ、詩書禮樂をりちて、國政をちむる
四術とす、本朝ち、四術の學をちてらる、ちと、ちりちる
らちれど、紀傳、明經、明法の三道に、詩書禮を攝すべきま
こそ、算道を加へて、四道と云へり、代々に用ひられ、其の
職をちる、事ちま、くちり、ちるすま、あちる、醫、
陰陽の兩道、又、これ、國の至要ちり、金石絲竹の樂ち、四學

五聲十二律五聲八音
商角徵羽宮商十二律
ハ六律六呂をいふ

輪扁斲輪をけづりて
云々

莊子天道篇云桓公讀
書於堂上輪扁斲輪於
堂下軼雖鑿而上問桓
公曰敢問公之所讀為
何言邪公曰聖人之言
也曰聖人在乎公曰已

の一よりて、りたり政をする本あり、今ハ、藝能のぶとく
におりへる、無念の事あり、風を移し、俗をかふるをも、樂
よりよきをさしといへり、一音より、五聲十二律又轉ト
て、治亂をわきまへ、興衰を志るべき道とこそ見えられ、
又、詩賦歌詠の風も、今の人のこのむ所、詩學の本にハ殊
あり、志のきどをも、一心よりおこりて、よるづの言の葉と
ちり、末の世をきど、人を感ぜしむるみちあり、是をよく
せば、僻をやめ、邪をふせぐ教ちるべし、うれば、いづも
り、心の源をあきりめ、正し歸する術なり、輪扁斲輪
をけづりて齊の桓公試をへ、弓工ガ弓をつくりて、唐
の太宗をほとくむるたぐひもあり、乃至、圍碁彈碁の
たえぶをきても、おろろちる心試をほめ、かるくしき

死矣、曰、然則君之所讀
者、古人之糟粕已夫、桓
公曰、寡人讀書、輪人安
得議乎、有說則可、無說
則死、輪扁曰、臣也以臣
之事觀之、斲輪徐則甘
而不固、疾則苦而不入、不
徐不疾、得之於手、而應
於心、口不能言、有數存
焉於其間、臣不能以喻
臣之子、臣之子亦不能
受之於臣、是以行年七
十而老斲輪、古之人與
其不可傳也死矣、然則
君之所讀者、古之糟粕
已夫、と見えり

わづをとくめんがためあり、但、其の源にりくづらずと
も、一藝をまらぶべき事なりや、孔子も飽までに食して、終
日心を用ふる所なり、んよりハ、博奕をよせよとい
へるめり、まして、一道をうけ、一藝あそたづちをらん、
本をあきりめ、理をほとる志あり、これより理世の要
ともあり、出離のちりごとくもあり、らん、一氣一心よ
りくづけ、五大五行により、相剋相生をへり、自もほとり、
他もさくくくしめん事、萬の道、其の理ひとつあるべし、
此の御門、誠に、顯密の兩宗を歸し給ひし、のちり、儒
學もあきりかに、文章もたくしよ、書藝もすくま給へり
き、宮城の東西の額も、御まづり書りせ給ひぬ、天下を
治め給ふ事十四年、皇太弟にゆづりて太上天皇と申①

訂正申望正統己申卷

三十二

教育書專賣所普及舎

理皆邪弓雖剛勁而連
箭不直非良弓也朕始
悟焉朕以弘弓定四方
用弓多矣而猶不得其
理況朕有天下之日淺
得為理之意未及於弓
弓猶失之而況於理乎
と見えり
五大五行、五大ハ、地水
火風空をいひ、五行ハ
木火土金水をいふ

帝都の西、嵯峨と云ふ所に、離宮をいめてぞまゝに
ゝ、一旦、國をゆづり給ひしものならび、行末までも、は
づけまゝにまはんの御心ばしや、新帝の子、恒世親王を
太子とて給ひしを、親王、又かゝく辭退して、世をそむ
きたまひたるこそあり、うとけき、上皇、ふりく謙讓し、ま
しけるも、親王、又かゝくのされ給ひたる、末代までの美
談にや、むろゝ仁徳兄弟相讓り給ひし後、ハ聞らば、
事あり、五十七歳おなゝまゝに
第五十三代、淳和天皇ハ、西院の帝とも申す、桓武第三の
子、御母ハ、贈皇太后藤原旅子、贈太上天皇大臣百川の女なり、
癸卯弘仁十四のち即位、甲辰改元、長天天下法を定め、ま
ふ事十年、太子ろゆづりて、太上天皇と申す、この時、兩上

は、ありてすてられ
云々、承和九年、東宮帶
刀伴健岑等、反謀、事
親王に連き、故、廢
せし給ひしなり

皇まゝにけき、嵯峨を、前太上天皇、此の御門を、
後太上天皇と申しき、嵯峨帝の御おきて、や、東宮にハ、
又、此の帝の御子、恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれ
まゝのち、ゆるありて、すてらま給ひき、五十七歳
れまゝに
第五十四代、第三十世、仁明天皇、御名ハ正良是よりけき
ち、は多くハ、乳母の姓を、御名に用らけき、是深草
より、二字なり、まゝにませば、のせたてまつる
の帝とも申す、嵯峨第二の子、御母ハ、皇太后橘の嘉智子、
贈太政大臣清友の女なり、癸丑天長十のち即位、甲寅ハ
改元、承和この天皇ハ、西院の御門の猶子の義まゝに
けき、朝覲も、兩皇にせはせたまふ、いあるときハ、兩皇同
所に、て、觀禮もありたりとぞ、我が國のはりあり

この御代よと云々、
義解の成るるをいふ
こと

事ハ此の比不ひよやありらん、遣唐使もつねあり、歸朝のち、建禮門の前に、彼の國の寶物の市をさす、群臣又給えする事もありき、律令ハ、文武の御代よりいどめらまじり、この御代よりぞえびとへのられまゝる天下城をいめたまふこと十七年、四十一歳れまじりま

第五十五代、文徳天皇、御名ハ道康、田村の帝とも申す、仁明第一の子、御母ハ太皇太后藤原の順子、五條の右と申しき左大臣冬嗣の女あり、庚午嘉祥三年の年即位、辛未仁壽に改元、天下を治め給ふ事八年、三十三歳おはまじり

第五十六代、清和天皇、御名ハ惟仁、水尾の帝とも申せり、文徳第四の子、御母ハ皇太后藤原の明子、淡殿の右と申しき攝政

阿衡、書經太甲註、阿衡、商之官名也、言天下之所倚乎也、と見えり

太政大臣良房の女あり、我が朝ハ、幼主、位に居給ふことまじりき、此の天皇九歳にて即位、戊寅天安の年あり、己卯に改元、貞観踐祚あり、外祖良房の大臣けりめて攝政せり、云ふこと、りらこいふを、唐堯の時、虞舜を登用して、政をまうせとまひき、是を攝政といふ、かくて、三十年ありて、正位をうけられき、殷の代に、伊尹と云ふ聖臣あり、湯及太甲を輔佐す、是ハ保衡といふ、阿衡云ハ、其の心ハ攝政あり、周の世に、周公旦、又大聖ありき、文王の子、武王の弟、成王の叔父あり、武王の代ハ、三公につらちり成王、あうて位まつき給ひ、周公、漢の昭、成王をおいて南面せり、れりともえたり、

帝、又、幼よて即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ

強禰ハ、幼兒を負ふ疾
ちり、こゝハ直ニ幼
少る事ニ用ひたり

人、大司馬大將軍にて攝政^す、中ふも周公霍氏をそ先蹤
ふも申すめる、本朝にも、應神うまき給ひて、強禰ま
くくバ、神功皇后、天位に居たまふ^{ひき}、とらまとも攝政
と申し傳へたり、是ハ、今の義にハ異ちり、推古天皇の御
時、厩戸の皇子攝政^給、^{ひき}こまぞ、帝ハ、位にそまたりて、
天下の政、とらまらう、攝政の御まらりたり、齋明天
皇の御代、御子中大兄の皇子、攝政^給、^{ひき}元明の御世
の末つり、皇女淨足姫の尊^{元正天皇の}御事^{たり}、とらまらう、攝政
給ひき、この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりして
を、まらり、人臣にて攝政する事なかり、まらり、^{ひき}但、
此の藤原の一門、神代より、故ありて、國主をさすけたて
まつる事ハ、はきよまらり、所々より、せり、淡海公の、ち、參

補陀落云々、ふどらく
山ハ觀音の淨土ちり、
ちるを今興福寺、觀
音の像を安置せる
故ニ准へたり、くハ
ふちり、北の藤波ハ、冬
嗣ハ北家の流るるハ
その意をよせてよま
れ、ちり
皇子、皇孫ニ云々、皇子
に源姓を賜ひ、事ハ
弘仁五年より、まれ
り、當時皇子八人、源
姓を賜ひ、事、日本紀

議中衛大將房前、其の子、大納言真楯、其の子右大臣内麻
呂の三代を、上二代のごとく、ちり、えずやあり、ちり、内麻
呂の子冬嗣の大臣、^{開院の左大臣と云ひ}藤原の、^後に贈太政大臣、
へぬる事をまげきて、弘法大師に申しあをせて、興福寺
に南圓堂を立て、^の申はまらり、此の時、明神役夫
にまらり、て、補陀落の、南の岸に、堂立て、今をちり、え
ん、北の藤波と詠^ト給ひ、ちり、この時、源氏の人々、
數多失せり、けり、と申す人あまど、大きちり、ひが事ちり、
皇子、皇孫の源の姓を給ひ、高官高位にちり、事ハ、此の
後の事ちり、誰人り失すべき、ちり、彼の一門のちり
え、事、まらり、祈請に應へ、ちり、ちり、ちり、大り、
此の大臣、遠きも、ちり、ちり、ちり、子孫、親族

標註 和皇正統記中卷

略見えりこの後
代々の例より
菅江ハ菅原大江の二
氏より

氏の長者職原抄云藤
氏長者蒙攝政關白詔
之人為其任仍別不
宣下也但宇治左大臣
賴長非攝關為長者宣
下之例初於此乎
氏の社ハ春日の神を
いふ

關白百寮訓要抄云人
臣の位にて政事を管
領する職なり職原抄
云關白者漢宣帝立霍
光猶攝政非幼主之故
霍光遷政宣帝猶重其
人今關白萬幾關白之
号自此而始云云河海
抄云陽成天皇元慶四
年十二月八日詔右大

の學問をすめんとめよ、勸學院を建立^シ大學寮^ヲ東
西の曹司あり、菅江の二家、是をつうさどりて、人をを
ふる所あり、彼の大學の南に、此の院をさてられ^レバ、
南曹とぞ申^レゆ、氏の長者たる人、むねと、此の院を管
領して、興福寺、および氏の社の事を取りたこむ^ハ、良
房の大臣、攝政せられ^レより、彼の一流よつこりて、絶
えぬ事より、ふり、幼主の時をうりくとおほえ^レり
ど、攝政關白も、いどまきる職にありぬ、たのづ^ク、攝關
と云ふ名をとめらる^ル、時も、内覽の臣をとりれ^レき
バ、執政の義かえる事あり、天皇とちび給ひけむ、攝
政まつりごと、故^クへ^テ奉りて、太政大臣よて、白河に閑
居せ^レきに、君ハ外孫よま^シおせば、猶も、權を專に

臣正二位藤原基経始
為關白、是亦關白元始
也

源信ハ、嵯峨天皇の皇
子より

烏帽子、直衣を着るが
ら、略服のま、よての
義あり、烏帽子直衣ハ
略服なり、伊豆^ノ流^ハさ
き

せ^レるとも、あらそふ人あるま^トくや、はれども、謙退の
心ふり、閑適をこの^トて、常に、朝参るともせられ^レり
たり、其のころ、大納言伴善男と云ふ人、寵ありて、大臣を
望む^ル、ろば^シるんあり^ル、時に三公闕あり^キ、^太政
大臣良房左大臣 信の左大臣を失ひて、其の闕よのぞ^ク、
信、右大臣良相 任せ^レらんとあひものりて、先、應天門を焼^ケり、^左大
臣、世をみどらんとするくも^トてありと、讒奏^シ、^{天皇}は
どろき給ひて、糺明におよむず、右大臣ふめ^レ仰せて、す
でに誅せ^レるべきよりぬ、太政大臣、此の事を聞きに
どろき遷てられ^ルるあまり、烏帽子、直衣を着るが^ら、
白晝に、騎馬にて馳参^リて申^スるごめ^シきより、其の
後、善男が陰謀あり^キきて、流刑に處せ^レる、^此の大臣の

在位の帝云々
素真と申せらハ、元慶
三年五月落飾一給ひ
後の法名ちるべし
然らバ在位の帝云々
と云えまゝなるハ穂ま
らぬ如し

忠節、誠ふ無止事ことふちん、天皇佛法に歸したまひて、
常、脱履の御志ありて、慈覺大師に受戒し給ふひき法號を
はげけたてまつり給ふ事、よのほねちるぬにや、むろし、隋の煬帝の、晉王と
いひし時、天台の智者に受戒して、總持と云ふ名をつり
れとせし、よろしぬ君の例ちまど、智者のむろしの跡ち
まバ、ちるぬへ用ひられらるや、又、此の御時、宇佐の八
幡大菩薩、皇城の南、男山石清水にうつり給ふいさ天皇きこ
しめして、勅使をけかち、其の所を點し、りらし、の工
よとせせて、新宮をつくりて、宗廟に擬せしさか鎮坐の次
見え、天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子よゆつりて志
にぞし、せ給ふひぬ中三とせはつりありて出家、慈覺の弟子

房前—真楠—内曆—
冬嗣—良房—基經—

よて、灌頂うけけせ給ふひぬ丹波の水尾と云ふところより
つりせ給ひて練行しまし、まど、ほどちかくかくれ給ふひぬ
御年三十一歳おえし、まき、天皇御年、御母ハ、
第五十七代、陽成天皇、御名ハ貞明、清和第一の子、御母ハ、
皇太后藤原の高子、二條の后、贈太政大臣長良の女あり、
丁酉貞観十九のと、即位改元、元慶、右大臣基經攝政して、太政
大臣よ任ひき此の大臣ハ、良房の養子あり、實ハ、中
納言長良の男、此の天皇の外舅あり、忠仁公
の故事のこと、ひき此の天皇、性惡にして、人主の器に堪へ
べ見え給ひ々まバ、攝政をげきて、廢立の事をけとめら
まにたり、むろし、漢の霍光、昭帝をとすけて攝政せし、ま
昭帝、世をちやくし給ひし、らバ、昌邑王を立て、天子と
し、昌邑、不徳にして器にたへず、即、廢立をおちちひて、宣

帝を立て奉りき、霍光が大功とこそ志る、傳ふれ、此の大臣まはしき外戚の臣、政を專にせしむ、天下のくめ、大義を思ひて、はどめおさる、いとめでき、はきバ、一家にも人こそおなくき、えしうど、攝政關白ハ、此の大臣の末のを絶えせぬ事にあり、ふける、つぎ、大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆、此の大臣の苗裔あり、積善の餘慶ありと、おそおえつれ、天皇、天下を治め、まふ事八年にして、去りぞけらき、八十一歳までおとし、まき

房前—魚名—末茂
總繼—澤子

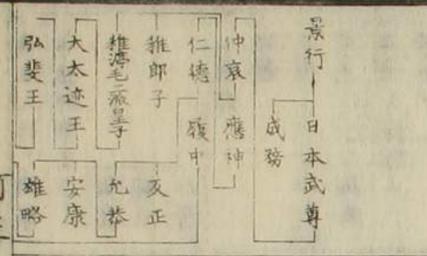
第五十八代、第三十一世、光孝天皇、御名ハ時康、小松の帝とも申、仁明第二の子、御母ハ、贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女あり、陽成去りぞけらき給ひしとき、

攝政昭宣公、りろくの皇子を相し申はき、此の天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たうくて、小松の宮にまきける、俄にまきで、見給ひき、人主の器量、餘の皇子にすぐれまき、りて、即、儀式をとのへて迎へ申はき、本位の服を著し、鸞輿に駕して、大内ふ入らせ給ひき、今年甲辰元慶のとし、乙巳仁改元、踐祚のまき、攝政をあらめて關白と、これ、我が朝、關白の始あり、漢の霍光、攝政し、宣帝の時、政をかへして退けるを、萬機の政、猶、光は關白せしめよとあり、其の名をとりて、はづけらき、此の天皇、昭宣公のほとめより、立ち給ひし、御志もふり、其の子を、殿上

其の子を殿上よめて、長子時平をいふ

にめりて元服せしめ御つづう位記をあそげりて、正五位下より給ひつうとぞ、ひはしく絶えよける、芹川の御幸ちどありて、古き跡をおこはる事も聞えき、天下を治め給ふ事三年、五十七歳たえりまき、大うと、天皇の世づきをしるせるふい、むらうより、今にいづらまで、家々よあまこあり、かく志るせらも、はるま、珍しうぬ事ちきど、神代より、繼體正統の違をせ給をぬ一はしを申らんが為ちり、我が國ハ、神國ちれば、天照太神の御ちうひひまうせらきくふや、はまど、其の中よ、御あやまりあきバ、曆數も久しうらび、又、つひまを、正路よりへれど、一旦を志げませとすふためりもあり、是ハ、皆みづうらちうせ給ふ御科ちり、冥助のむちきよをあら

本を本と云々、文選
西都賦云、大雅宏遠、於
是為辭、元元本本、輝見
浴間註云、元元本本、謂
得其本元



び、佛も、衆生をみちびきつくし、神も、萬姓をすちかちりしめんところ給へど、衆生の果報なるに、くる所の性同しうらびりて、十善の戒力ふて、天子ともちり給へども、代々の御行迹、善惡又まちり、かり、かれに、本を本として正にりへり、元を元として邪をすてり、景人事を、祖神の御心りハ、かちをせ給ふべき、神武より景行まで十二代も、御子孫、そのまに、つづせ給へり、うらび、日本武尊、世をまやくし、まに、にりて、御弟成務へだ、ま給ひり、と、日本武の御子ふて、仲哀つづへまし、ぬ、仲哀、應神の御後、仁德傳へ給へり、武烈、惡王まで日嗣たえま、し、時、應神五世の御孫まで、繼體天皇えり、たれ立ち給ふ、こきちん、め

てハ、たゞとせ給ふまじき事と心得てまつるべきなり、此の御代より、藤氏の攝録の家も、他流にうつり、昭宣公の苗裔のいぞたゞしく傳へられあはる、上も、光孝の御子孫、天照太神の正統とあどまり、下ハ、昭宣公の子孫、天兒屋根命の嫡流とあり給へり、二神の御ちりひたがもずして、上ハ帝王三十九代、下ハ攝關四十餘人、四百七十餘年よりありぬるにや

賀茂の太神、秦氏本系
帳云鴨上社号別雷下
社号御祖、神名式云、山
城國愛宕郡賀茂別雷

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、御名ハ定省、光孝第三の御子、御母、皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女なり、元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給へり、せまき源のかき、常に、鷹狩をこのませ給ひらる、ある時、賀茂の大神ありて、皇位よつりせ給ふべき事を定め

神社賀茂御祖神社二座

臨時の祭、寛平元年十一月二十一日の事あり

出家せしめ給ふ云々、天皇出家して、法皇と稱し給ふ、法皇の号を之と始とん

申はきなり、踐祚の後、かの社の臨時の祭をせしめらきしハ、太神の申しうけ給ひらる故とぞ仁和三丁未の秋、光孝御病ありしに御兄の御子たちをおきて、ゆづりをうけ給ひ先、親王とあり、皇太子と立ち、即受禪、同年の冬即位、一年ありて、己酉に改元、寛平踐祚のほどめより、太政大臣基經、まこと關白せし、此の關白薨して後を、志むらく、其の人を天下を治め給ふ事十年、位を太子にゆづりて、太上天皇と申し、中一年をうりありて、出家せしめ給ひ、御年三十三にや、わらくより、その御心づきありきとぞ仰せ給ひらる、弘法大師三代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺よて灌頂せしめ給ひ、又、智證大師の弟子、僧命僧正于時、法橋ありとあり、後、謚云、靜觀、比叡山よてうけさせ給へ

空海 真雅
源仁 益信
寛平法皇

仁和寺、仁和四年八月の創立として、益信を開基とし、廣澤、小野、源仁の弟子、二僧あり、一を益信といひ、仁和寺を開き、廣澤流の始祖なり、二を聖宝といひ、醍醐寺を開き、小野流の始祖なり、廣沢流分また六派となり、小野流亦わらまで六派とちまらざるを其言の十二流といふ

り、弘法の流をむねとせしせたまひけまば、其の御法流とて、今またえび、仁和寺につくふるハ是ちり、およそ、弘法の流に、廣澤仁和寺、小野醍醐并勸修寺の二あり、廣澤は、法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正敦實親王の子、法皇の御孫ちり、寛朝廣澤にすまれしうば、彼の流といふ、其の後、代々の御室相傳へて、たゞ人もあひまらるるべし、法流をあづけらるる事ハ、兩度あり、はまど、小野の流ハ、益信の相弟子よ、聖寶僧正とて、智法無雙の人ありき、大師の嫡流と稱する事のあり、くらにや、志らまども、年戒おとらまけるゆゑ、法皇御灌頂のときも、有職衆につらりて、嘆徳と云ふことをつとめられたるまき、延喜の護持僧りて、こゝに崇重し給ひき、その弟子觀賢僧正も、相つぎて護持

申し、おろしく崇重ありき、綱中の法務を、東寺の一阿闍梨に付せしれしも、此の時よりなごまる、正の法務ハ、一の長者あり、諸寺ちり、皆、權の法務あり、又仁和寺の御室ハ、總法務とて、綱所を名し仕をる事ハ、後白河院以來の此の僧正ハ、高野まらうて、大師入定の窟を開きて、御髪を剃り、法服ちりきせうへ申し、人ちり、其の弟子淳祐石山の内供と云ひき、相伴ひらまども、終に見奉らる師の僧正、その手をとりて、御身ふきしめらり、とぞ、淳祐罪障のしとをちげきて、身下の心ありらまば、弟子元果僧都に延命院と云ひき許可をうりにて、授職をゆるはる勅定によりて、法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂をとら彼の元果の弟子仁海僧正、又、智法の人ちりき、小野といふ所にすまきらるより、小野の流といふ、志らまば、法皇

ハ、兩流の法主にまゝすちり、王位を去りて、釋門に入ることハ、其の例おふといへども、かく、法流の正統こちり、志うそ、御子孫繼體し給へる、ありごときためしにや、今の世の中までも、かゝる事ハ、延喜、天曆と申しちり、この御世こそ、上代よよまば、無為の御政ちり、とたしちり、れぬ、菅氏の才名よよりて、大納言大將まで登用し給ひしも、此の御時ちり、又、讓國の時、はまゝをへ申し、寛平の御識とて、君臣あふぎたてまつる事もあり、むろし、ゆるふも、天下の明德を、虞舜よりとまるに見えちり、唐堯のりちひ給ひしよよみて、舜の徳もあつたれ、天下の道も、あさちりにちりよとるとぞ二代の明德をりちて、この御事お

讓國、天皇の位を皇太子に譲り給ふ事ちり、又讓位といふ

房前—真楯—内摩
冬嗣—良門
高藤—胤子

ほのり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代よぞかくれはせ給ひたる、七十六歳おとまりきり、第六十代、第三十三世、醍醐天皇、御名を敦仁、宇多第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女ちり、丁巳寛平の年即位、戊午に改元、昌大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人、上皇の勅をうけて、輔佐し申はれき、後に、左右の大臣に任ぜられて、ともに、萬機を内覽せしき、ちりとぞ、御門、御年十四して、位につらせ給へるを、ゆるくまゝし、りど、聰明叡哲にきおえ給ひき、兩大臣、天下の政をせしき、右相を、年もたけ、才もかゝこくて、天下の望む所ちり、左相を、譜代の器ちりけき、すてしき、ごかりたるを、或時、上皇の御在所、朱雀院よ

終よりくぶけ奉り
云々、延喜元年正月二
十五日道真を敗して
太宰権帥とし、道真の
ち三年よりて筑紫
鹿野、年五十七後世
文學の神として、諸國
に祭る
善相公清行云々、三善
清行あり、清行はきよ
菅公に書をおくりて
世事を避けて、風月を
友とせん事をすめ
たりき

貞觀元慶ハ、清和陽成
の年号あり

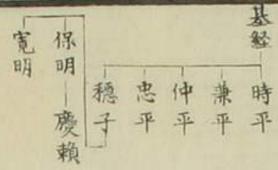
行幸、猶右相よりまうせらるべしと云ふは、どめありてす
でにめし仰せらるひんか、右相かしくのり申はま
てやみぬ、其の事、世よりきにくるや、左相いきどほり
をふくし、いまの讒をまうけて、終よりくぶけ奉り
事こそあはまらる、この君の御一失とぞ申し傳へ
但、菅氏、權化の御事なきは、末世のためよりやありけ
ん、はうりがく、善相公清行朝臣ハ、此の事、いまどきさ
ば、に、らねては、りて、菅氏に災をのり給ふべ
きよりを申しなきと、は、りて、此の事出来にき、は、り
に、申せり、我が國ふも、幼主の立ち給ふ事、むかしハな
り、貞觀、元慶の二代、よりめて、幼より立ち給ひ
ハ、忠仁公、昭宣公、攝政よりて、天下を治めらる、此の君ぞ十

季文子ハ三思云々、論
語云、季文子三思而後
行、子聞之曰、再斯可矣

のちちくちりぬ、時平
の後の絶えらるをい
ふ、此の後、弟忠平の子
孫の榮えり

四にてりけつぎ給ひて攝政もちりて、御より政を
まうせまらる、猶、御幼年のゆゑ、や、左相の讒
も、まうせ給ひん、聖を賢も、一失ハあるべきこそ、其
の趣、經書にみえり、は、り、曾子ハ、我日三省吾躬とい
ひ、季文子ハ、三思ともいふ、聖徳の不まきまらる、人に
つけても、いよ、り、みますべき、あ、り、む、り、
應神天皇も、讒を聞らせらる、武内の大臣を誅せら
きんとりき、かれハ、よ、りの、あ、き、め、ら、る、り、此
の度の事、凡慮におよび、程より、神とあ、る、ま、き、て
今より、る、まで、靈驗無雙あり、末世の益を施しん、ら、め
にや、讒をいまし大臣をのちちくちりぬ、同心ありらる
たぐひも、皆、神罰をらりふりてけるにや、此の君、久し

同心ありたりしひ
も云々源光藤原管根
等を治せり
徳政云々寒夜一御衣
を脱ぎて民の寒苦を
察し給ひ一類是より



世をくもたせ給ひて、徳政を好むと志ちてせ給ふ事上
代よこえり、天下泰平、民間安穩にて、本朝、仁徳のふる
き跡ふえちどくへ、異域堯舜のかゝこき道もくくへ
申した、延喜七年、丁卯のこゝり、この唐滅びて、梁と
云ふ國にうつり、打ちつゝき、後唐、晋、漢、周といふ
五代ちんあり、此の天皇、天下を治め給ふ事三十三年、
四十四歳おとまりき、
第六十一代、朱雀天皇、御名ハ寛明醍醐十一の子、御母、皇
太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり、御兄、保明
の太子と申して、文彦早世、其の御子、慶頼の太子も、打ち續
きかくれまゝ、保明一腹の御弟にてたら給ふ、
寅、延長の年即位、辛卯、改元、
平、承、外舅左大臣忠平、
昭宣公、
の三男

攝關ちりき、宇多天
皇寛平三年の、延喜
一代、則、四十年間、攝關
ちりき

平將門、相馬小二郎と
稱し、常陸下總の間に
ありて、攻剽を事とし、
遂に新皇と稱し、大臣
以下、文武の百官を借
擬せり
使、檢非違使をいふ、非
法を檢し、追捕糾斷を
掌る職にして、弘仁年
間、こゝりておろせ
り

後、眞信公、攝政せり、寛平、昭宣公薨りて後、延喜
と云へり、攝政せり、寛平、昭宣公薨りて後、延喜
御一代まで攝關ちりき、此の君、又幼主にて立ち給ふ
によりて、故事、まうせて、萬機を攝行せり、まゝふ
そ、此の御時、平の將門といふのありき、上總介高望が
孫なり、高望ハ、葛原の親王の孫、平の姓を給ふ、執政の家に
つり、まゝりけるが、使の宣旨を望し申し、不許を
るによりて、いきどおををり、東國、下向して、叛逆を
おこして、先、伯父、常陸の國の大掾國香をせめり、
國香を自殺しぬ、こゝより、坂東をわらび、下總
の國、相馬郡に居所をしめ、都と名づけ、つららも平親
王と稱し、官爵ををり、あゝへり、是によりて、天下騒動
の、參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍

源經基清和天皇第六の皇子貞純親王の長子なり故に六孫王と稱せり

將門の謀反ハ天慶二年十一月の事なり分註ニ承平五年とあるハ例の諸記の失ちるべし

とし、源經基清和の御末六孫王と云ハ藤原仲舒忠文の弟なりを副將軍として、さしつうもは平貞盛國香藤原秀郷等、心を一にして、將門を不ろぼして、其の首を奉り、諸將も、道よりかへり参りにき、將門ハ承平五年二月に事をおこし、天慶三年二月に滅びぬ、其藤原の純友といふりの將門に同意して、西國もて叛亂せしを、少將小野好古を遣もして追討せしむ、天慶四年に純友のくて、天下志づまりよき、延喜の御代、はしも安寧なりしに、いつし、このみづれ出で来天皇も、おどやうりまし、たり、又、貞信公の執政より、うば、政のたがふおとハあり、時の災難にこそぞおぼゆる、天皇、御子ましまさば、一腹の御弟、太宰の帥の親王を、太弟に立てし、天位をゆつりて尊跡あり

き、後にハ、出家せし給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳おけし、まき

第六十二代、第三十四世、村上天皇、御名ハ成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり、丙午の年天慶九即位、丁未、改元、天曆兄弟あひゆづりせ給ひし、ハ、まめやうち、禪讓

の禮儀ありき、此の天皇賢明の御なまき、先皇の跡をつぎ申らせ給ひし、天下安寧なる事も、延喜、延長のむ

ろに、おとち、文筆諸藝を好み給ふ事も、かたりま

は、萬のためにも、延喜、天曆の二代とぞ申し

ける、ゆるこしのかし、明王も、二三代とつ、なるを、まき、周ふを、文武、成康文王ハ正位ニ漢ふを、文景、ちどぞあり、うき事、申し、光孝か、より、え

内裏上炎上云々、天德四年九月二十三日の事あり

御記村上宸記、まゝ天曆御記ともいふ
南殿拾芥抄云、紫宸殿俗云南殿

らむれ立ち給ひし、打ちつゞきて、明王の傳へ給ひし、我が國の中興すべきゆゑなりこそありけり、又、繼體も唯、此の一流のいざどまり、すゑつうと、天徳年中、よや、むづめて内裏に炎上ありて、内侍所もやけふしが、神鏡を灰の中より出だし奉^{りぬ}圓規損ずる事もさうく、分明ありき出で給へり、さうてまつる人、驚感せずといふことさ^らいざ、御記にみえさる、この時、神鏡の、南殿の櫻にうゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖にうけられ、とりとまうす事あまど、ひがぶとを云ひ傳へたるあり、應和元年辛酉のと、りらふの、後周滅びて、宋の代よりとま^{りぬ}唐の後五代、五十五年のあひど、彼の國、大きに亂きて、五姓うけりかゝりて國の主たり

清涼殿拾芥抄云、一云、中殿又云、御殿、南殿西、常宸居也

五季とぞいひたり、宋の代、賢王うちつゞきて、三百二十餘年までたもてりき、此の天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おとまりき、御子、たなくまゝ、一の中に、冷泉、圓融を、天位に即き給ひしうば、申すおよむ、親王の中に、具平親王^{六條の宮と申せり、中務卿と譽おとまりき、よりにて、是を賢才文藝のうた、代々の御あつた、後中書王と申せり}、賢才文藝のうた、代々の御あつた、よくあびつぎ申し給ひたり、一條の御代、よろづ昔をおとまり、人を用ひまゝ、さうまゝ、此の親王、昇殿し給ひし日、清涼殿にて、作文ありしに、中殿の作文と云ふこと、所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるる事ありき、此の親王の、いざどめちるべし、凡、諸道にあきさるる、佛法の方までくゝあらざり、とぞ、むらゝより、源氏おなり

一々ども、此の御すゑのいぞ、今にいふ事ハ、嵯峨の御門、世の
 よいりて、相つぐり、源氏といふ事ハ、嵯峨の御門、世の
 つひえを思ひて、皇子皇孫に、姓を給ひて、人臣とな
 一給^ひすちもち、御子、あま^と源氏の姓を給^はる^る桓武の
 御子、葛原の親王の男、高棟、平の姓を給^はる^る、平城の御子、
 阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給^はる^る事も、此
 の後の事も、是も、たま^の義あり、弘仁以後、代々
 の御後も、みる、源の姓を給^はる^るなり、親王の宣旨を蒙る
 人ハ、才不才により、び、國々封戸ちど立てられて、世の
 つひえあり、かバ、人臣につ^ね官學して朝要し、あま
 ひ、器にま^のひ、昇進すべき御おきて、ちるべ^い姓を給
 える人も、直に四位^叙皇子皇孫^と當君のハ、三位

宣旨通鑑綱目注、天子命謂宣旨、又曰宣命と見えり
 封戸、宗室諸王、及勳功ある大臣等、賜ふ所の民戸よりて、位封職封の二あり

ちるべ^いと云^ふ御子、大納言定の卿、三位^叙せ^らる^る嵯峨の
 代^りハ、あ^のか^て代々のあ^ひと、姓を給^はる^る人、百十
 餘人も、やあり、なん、ち^まど、他流の源氏、大臣以上^いと
 きて、二代と相續する人の、今まで、きこえぬ、あ^のい^ちなる
 る故ち^とんとお^のつ^らる^るけ^き、嵯峨の御子、姓を給^はる^る
 人、二十一人、此の中、大臣にのぼれる人、常の左大臣、^{兼大}
 信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に、姓を給^はる^る人、十
 三人、大臣よの、不^まる^る人、多の右大臣、光の右大臣、^{兼大}
 徳の御子に、姓を給^はる^る人、十二人、大臣よの、不^まる^る人、能
 有の右大臣、^{兼大}清和の御子に、姓を給^はる^る人、十四人、大
 臣にのぼれる人、十世の御末^よ、實朝の右大臣、^{兼大}貞純親
 王の苗、陽成の御子^よ、姓を給^はる^る人、三人、光孝の御子

に、姓を給ひし人十五人、宇多の御孫に、姓を給たりて、大臣の不きる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、くもよ、敦實親王の男、醍醐の御子に、姓を給ひし人二十人、大臣の不れる人、高明の左大臣、兼大兼明の左大臣、後よ親王とせり、中務卿よ任せりまぬ、前中書王是ちり、此の後ハ、皇子の姓をたまふ事をうえよけり、皇孫にも、あまごあり、任大臣を本と記すよよて、ことくくのせび、ちろくハ、後三條院の御孫よ、有仁の左大臣、兼大将、輔仁の親王の男、白河院の御孫、猶子よて、直に三位せし人ちり二世の源氏よて、大臣にのまきり、かやうくまよく大臣にいつりても、いづきの二代とあひつけるほとく、納言以上よて、傳えまらざる稀ちり、雅信の大臣の末ぞ、おのづから、納言までもものがりて、残りちり、高明の大臣の後、四代、大納

言にてありしを、やく絶えよき、いらふも、故ある事々とお不えしり、皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をよのいと、才ととえちり、剩人よおこり、物よ慢ずる心もあるべきにや、人臣の禮にふ事ありぬべし、寛平の御記に、其のそしの見えしちり、後をそよくかよみらせ給ひたるに、おそ、皇胤も、まふとよ、他よことちるべき事ちるバ、我が國ハ、神代よりの誓よて、君ハ、天照太神の御末、國をくもち、臣ハ、天兒屋命の御ちつれ、君をくすけ奉るべき器とちまきり、源氏も、あつりいでる人臣ちり、徳もちり、功もちり、高官ふのがりて、人よたおさバ二神の御とがめありぬべき事ぞ、ちり、上古よも、皇子、皇孫おなくて、諸國にも封せしを、将相よと任せしれき、崇

標註 和皇正統記 卷

神天皇十年に初めて、四人の將軍を任せて、四道へつら
をらしきしも、みまは皇族なり、景行天皇五十一年、まどめ
て、棟梁の臣をおきて、武内宿禰を任^ぜ成務天皇三年、
大臣と^す我^が朝、大臣是^は六代の朝につらへて執政なり、
この大臣も、孝元の曾孫なりき、然きども、大織冠、氏を
あやうし、忠仁公、政を攝せしより、專、輔佐の器と
て立ちあへり、神代の幽契のまゝなりぬらにや、開院
の大臣冬嗣、氏の衰へし事を受けきて、善をつと、功を
かたね、神といのり、佛に歸せしれり、其の志も相
くも、^{いふ}親王をまことり、才もたらく、徳
もおそしけるふや、其の子、師房、姓を給たりて、人臣に列
せしきき、才藝、古より耻ぢ、名望、世に聞えり、十七歳

この親王、具平親王をいふ

懸車の齡ハ八十をいふ
宇治の關白、賴通なり

て納言に任^せ、數十年の間、朝廷の故實を練り、大臣、大將
にのりて、懸車の齡までつらふま^つ、^る親王の女、祇
子の女王を、宇治の關白の室なり、依りて、此の大臣を、
彼の關白の子に給ひて、藤氏にかた^り、春日の社に
もまわりつらふま^つれり、又やがて、御堂の息
女に、相嫁せしれり、子孫も、^は彼の外孫なり、此の
ゆゑ、御堂宇治を、遠祖のぶとく^り思へり、そま^{より}
このあ^と、和漢の稽古をむねと^し、報國の忠節をばきと
す^ら誠あるよりてや、此の一流の^も絶え^なして、十餘
代におよべり、其の中も、行迹^うとが^もく、貞節おろ
そのち^らく^もひも、おのづ^ら衰へて、跡なきもあり、向
後といふとも、^はみ思ひ給ふべき事なり、大^うと、天

御堂ハ道長をいふ

訂正 申 三 卷

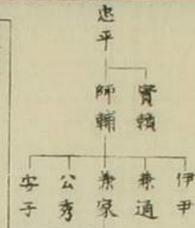
五十

教育書專賣所

皇の御事を志る奉る中、藤氏の世より、所々申
せり、源のちのまも、久しく立ちぬるうへ、正路をふむ
べき一を心ばして志るせり、君も村上の御ま
がき一と不_ひにて、十七代に成らせ給_ひ臣も、此のすま
の源氏こそ、あひ傳えりたまは、只、この君の徳ぞすま
給ひける故、餘慶あるほどぞあふぎ申しける
第六十三代、冷泉院、御名ハ憲平、村上第二の御子、御母ハ、
中宮藤原の安子、右大臣師輔の女あり、丁卯_四康保の
即位、戊辰に改元、和安此の天皇、邪氣おもしろくまは、即
位の時、大極殿に出で給ふ事も、たやすらるまは、か
るよや、紫宸殿より、其の禮ありき、二年をうりて、讓國
六十三歳たて、まき、此の御門より、天皇の跡を申は

みら後代のうどめら
り、桓武天皇の朝、淡海
三船に詔して御誼を
撰をり給ひき

は、又、宇多より後、謚を奉らば、遺詔ありて、國忌、山陵を
おれはる事を、君父のかしき道なれど、尊號をとくめ
らまし、ことハ、臣子の義あり、神武以来の御跡も、ふ
ら、後代のゆめり、持統、元明よりこのうと、遜位、或は
出家の君も、謚をとてまつ_る天皇とのこそ申すめれ
中古の先賢の議ちきども、心を得ぬことちり
第六十四代、第三十五世、圓融院、御名ハ守平、村上第五の
御子、冷泉同母の弟あり、己巳_二安和の年即位、庚午改元、天
天下を治め給ふ事十五年、禪讓、尊號、つねのこと、_一翌年
のふと、御出家、永延のころ、寛平の例をむいて、東寺
にて、灌頂せはせ給_ひ御師を、すまもち、寛平の御孫弟子
寛朝僧正ありき、三十三歳たは、ま



道隆 道兼 道長 起子 詮子

第六十五代、花山院、御名ハ師貞、冷泉第一の御子、御母ハ、
 贈皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり、甲申永觀
 二の年即位、乙酉寛和改元、天下を治め給ふ事二年あり
 て、俄に發心して、花山寺にて出家し給ふ弘徽殿の女御
 太政大臣為かくきて、悲歎まゝに折をえて、粟田の關
 光の女なり、いと藏人の辨と聞えし比よや、そ
 白道兼の大臣の、いと藏人の辨と聞えし比よや、そ
 のりし申してけるを、山々をめぐりて、修行せさせま
 しく、後、都にけりて、すませ給ひたり、こまきと、御邪
 氣ありとぞ申しける、四十一歳おとしまき
 第六十六代、第三十六世、一條院、御名ハ懷仁、圓融第一の
 子、御母ハ、皇后藤原の詮子、後にハ、東三條院と申し攝政
 太政大臣兼家の女なり、花山の帝、神器をすて、宮を出

准三官、大皇后宮、皇太
 后宮、皇后宮の三宮、
 准一封戸を賜ふといふ

てたまひし、太子の外祖にて、兼家の右大臣おとし
 しが、内よまわり、諸門をうごめて、讓位の儀をたふさ
 れき、新主をもちまき、攝政の儀ふるき
 ごと丙戌寛和の年即位、丁亥に改元、永延そのち、攝政、
 病より、嫡子内大臣道隆よゆづりて出家、猶准三宮の
 宣をかうふ、執政の人、出家のをいぬり、其の比、出
 家をのりて、源の満中出家し、入道殿とらん申
 大臣を辭して、前官よて關白せしき、前官の攝關も是
 病ありて、其の子内大臣伊周、志むく、あひかはりて内
 覽せしき、相續して關白たるべきよを存せしき
 けるよ、道隆りくきて、やがて、弟右大臣道兼ちりぬ、七日
 といふに、あへちうせしき、其の弟よ道長、大納言

訂正 神皇正統記中卷 五十二 教習書專賣所

にておむしりて、内覽の宣をかうぶりて、右大臣までい
 うまゝいりて、延喜、天曆のむらゝを、おふしめしけるよ
 や、關白ちやめしれよき、三條の御時りや、關白して、後一
 條の御世のむらゝめ、外祖にて攝政せし^{まね}兄弟おふくた
 らせしに、此の大臣の御ちのま、一に攝政關白ハ給ひ
 しぞか、むらゝも、いりちり故に、昭宣公の三男にて
 貞信公、ていふんこりの二男ふて、師輔の大臣ちりま、師
 輔の三男にて、東三條大臣、東三條の三男にて、^{道綱の大}
 う、はまど三男よこされり、此の大臣、ちち父の立て
 よりて、道長を三男としり、この大臣、ちち父の立て
 らる嫡子ちりて、自然よ家をつられり、祖神のほうり
 もせ給へる道にこそありけり、^{いづきも先兄よこえて}
 ことありきと申す事のおまきと、^{家をけりへらるべきゆ}
 ことおけりまばりるは、此の御代りハ、はるべき上

東三條ハ兼家ちり

上達部公卿の通称
り位ハ三位以上、官ハ
參議以上をいふ
諸道、紀傳、明經、明法等
をいふ

達部、諸道の家々、顯密の僧までも、すゞまゝり人おふの
 りき、はまバ、御門も、おま、人をえりちり事ハ、延喜、天曆にま
 はまりとぞ、自歎せし給ひらる、天下を治め給ふ事二
 十五年、御病の不どお讓位ありて、出家せし給^{いふ}、三十
 三歳たえりちりた
 第六十七代、三條院、御名ハ居貞、冷泉第二の子、御母ハ、皇
 太后藤原の起子、是も、攝政兼家の女ちり、花山院、世をの
 がま給ひりちりバ、太子に立ち給ひり、御邪氣のゆゑよ
 や、をりり、御目のくらくおはしけるとぞ、^{寛弘の}辛亥
 年即位、壬子よ改元、^和天下を治ふ事五年、尊號ありき、四
 十二歳おなまき
 第六十八代、後一條院、御名ハ敦成、一條院第二の子、御母

ハ、皇后藤原の彰子、院と申しき後上東門攝政道長の大正のむす
 めるり、丙辰五長和のとり即位、丁巳改元、仁寛外祖道長の
 大臣、攝政せしむるが、後、攝政をハ嫡子頼通の内大臣
 におさし、にゆづり、猶太政大臣にて、天皇御元服の日、
 加冠、理髪、父子ちびて勤仕せしむるこそ、めづしき
 事、二冷泉、圓融の兩流、三なるに、四志せ給ひしに、三
 條院、五くま給ひて後、御子の教明の御子、太子と居し
 ひしが、心とのおれて、院號かうふて、小一條院と申し
 き、これより、冷泉の御流、たえふたり、冷泉を元とて、御
 すも、正統とあそ申すべし、六なりし、むろし、天曆の御
 時、元方の民部卿のむすめの御息所、一のこ、廣平親王
 をうと奉^る、七九條殿の女御まわり給ひて、第二の皇子、八冷泉

元方の民部卿のむす
 め更衣藤原の姉姪を
 指せり

此の東宮ハ、小一條院
 ちり

よま、いでき給ひしころより、惡靈にちりて、此のこ
 も、邪氣よちやまはきま、九花山院、俄に世をのがき、三
 條院の御目のくく、此の東宮の、かく身づらありぞ
 き給ひぬ、一〇怨靈のゆゑちりこそ、圓融も、一腹の御弟
 におさしませと、是までハちやまし申し、一一なるも、志
 かるべき、繼體の御運ま、一二けるり、一三東宮ちりぞ
 き給ひし、一四この天皇、同母の御弟、敦良親王立ち給ひ
 き、天皇も、御子ちりて、一五の東宮の御末、一六繼體せしせと
 まひ、一七天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おけ、一八ま
 ーき

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、御名ハ、敦良、後一條同
 母の弟ちり、丙子九長元の年即位、丁丑に改元、長天皇、賢明

長久のころ云々、長久元年九月十日の事なり

貞任宗任云々、貞任宗任ハ阿倍頼時の子なり、父祖數代陸奥ニ居りて、豪族を以て聞えり

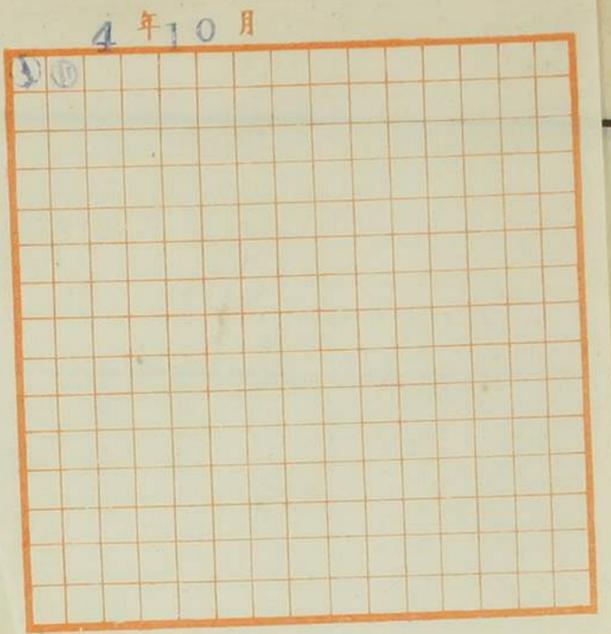
賴光
賴信
賴義
義光

ふまゝにせしむるに、けらとを、はきと、其のころ、執柄、權を不し、た
まゝにせしむるに、御政の跡き、たえ、無念、ち、事、に
や、長久のころ、内裏に火ありて、神鏡やけ給^{ひぬ}、猶、靈光を
現し給ひけまば、其の灰をあつめて、安置せしむるに、天下
を治め給ふ事九年、三十七歳おはし、まゝに

第七十代、後冷泉院、御名ハ親仁、後朱雀第一の子、御母ハ、
贈皇太后藤原の嬉子、^{本ハ}攝政道長の大^臣、第三の女、
り、乙酉^{寛徳}二年即位、丙戌^{承永}改元、此の御代の末つり

た、世の中やすうに聞えき、陸奥の貞任、宗任、ちといふ
者國をみづりけまば、源賴義に仰せて追討せしむるに、
の守に任ぜしむるに、鎮守府の將軍を兼ねぬ、彼の家鎮守將
軍に任ぜしむるに、曾祖父経基ハ、征東副將軍
十二年ありて、ちんちんめりける、此の君の御子

まゝにせしむるに、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮よ
居給へり、つら、繼體も、うねてより、ちとまりたるふた
そ、天下を治めたまふこと二十三年、四十四歳おはし、ま
しき



標註神皇正統記中卷終



明治二十五年三月六日 印刷
同 年三月七日 出版

版權所有

著者 著者 發行者 印刷者 發兌

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定

東京牛込區水道町四十二番地

畠山

東京神田區柳原河岸十四番地

辻 敬

東京下谷區練堀町六十八番地

沼尻為

東京神田區柳原河岸十四番地

普及



介 健 之 作

訂正標註 神皇正統記中卷終

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]



明治二十五年三月六日 印刷
同 年三月七日 出版

版權所有

著者 著者 發行者 印刷者 發兌

東京小石川區西江戸川町一番地 今泉定介
東京牛込區水道町四十二番地 畠山 健
東京神田區柳原河岸十四番地 辻 敬
東京下谷區練堀町六十八番地 沼尻為作
東京神田區柳原河岸十四番地 普及舎



